

平成 29年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 29年 3月 2日 (木)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 29年 3月 7日 (火) 10時 00分
散 会	平成 29年 3月 7日 (火) 15時 39分
出席議員	議長 矢野 勉 1番 深野 良二 2番 田口 譲司 3番 横山 善美 4番 山本 一洋 5番 奥村 忠義 6番 木村 博文 7番 石丸 時次郎 8番 栗野 光雄 9番 山本 久矢 10番 川上 康男 11番 福本 秀昭 12番 梅田 美代子 13番 一木 哲美 14番 河内 直子 15番 田中 政浩
出席議員数	16名
欠席議員	なし
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田頭 喜久巳 副町長 中野 高文 教 育 長 大雄 信英 総務課長 入江 哲生 企 画 課 長 岩下 定徳 財政課長 藤本 英明 税 務 課 長 美根 勉 住民課長 大武 一幸 健 康 課 長 神本 浩美 環境防災課長 林 浩嗣 建 設 課 長 原口 博文 都市計画課長 重信 英志 農林商工課長 近藤 亮太 上下水道課長 川波 剛 福 祉 課 長 久家 和文 こども課長 亀田 美香 教 育 課 長 森部 純一 生涯学習課長 松尾 和彦
欠席者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 倉掛 俊一 議会事務局主査 石橋 さやか

議 事 録

平成29年第1回定例会

[一般質問]

平成29年3月7日（火）

開 議	
議 長	皆さんおはようございます。 本日の出席議員は16人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 7番 石丸時次郎議員
石丸議員	おはようございます。 通告に従い、順次質問をします。 少しまだ風邪気味で鼻声になっておりますので、聞きづらいところがあるかと思いますが、一生懸命質問していきたいと思います。 まず、1点目の公営住宅建て替え事業による明け渡し請求等に関する問題点について、質問をします。 本町の公営住宅の多くは時間の経過とともに、施設の老朽化、生活様式の多様化、入居者の高齢化など、公営住宅を取り巻く環境変化への対応が懸案事項となっていたことから、平成17年度公営住宅の的確な整備と計画的な管理を図るため、筑前町町営住宅ストック総合基礎調査を行い、平成22年度住宅建て替え調査を実施、夜須地区の老朽化した公営住宅の建て替えの基本方針が作成され、平成27年5月、篠隈団地完成に至ったところです。本町の懸案事項でありました公営住宅問題も一定の目処がついたのではと思っています。 その一方で、新たな問題も起こっています。新しい住宅への移住を希望されない入居者に係る問題です。 町長にお聞きします。 公営住宅建て替え事業に伴い、除却対象住宅の入居者が明け渡しに応じない現状について、どのように捉えてあるのかを、まずお聞きしたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 町長ということですが、事務方のほうから説明させていただきます。 議員、今述べられましたように、町の大きな方針としましては、平成17年度に公営住宅の的確な整備と計画的な管理を図るため、筑前町町営住宅ストック総合基礎調査を行い、また平成23年度には筑前町町営住宅長寿命化計画を策定し建て替え、個別改善、用途廃止を行うこととなっており、この方針に基づき現在事業を進めているところです。 この中で、議員ご質問でございますが、本町の建て替え事業につきましては、公営住宅法に基づく任意建て替え事業でございますので、法令、条例等に抵触しない限り明け渡し請求権が与えられていません。また、借地借家法の関連から正当な事由がない限り、法的な契約解除ができないこととなっております。 町営住宅は、公営住宅法及び借地借家法が適用され、借地借家法には借主保護が適用され、保護には非常に強いので熾烈に争われるケースが多いようです。 この正当な理由の判断は、個々の事情を勘案し、その1件1件を裁判所が判断することになります。 このことから移転を強制することはできないことの判断から、職員が個別に事情をお聞きしながら移転を進めている状況でございます。以上でございます。
議 長	石丸議員

石丸議員	この事案についてはですね、以前私は質問したと思うんです。 ただ今の回答はですね、これまでの回答と全く同じです。 まず、個々の事情を最大限尊重しなければならない、また、本町の住宅建て替え事業は、先ほど課長が言われたようにですね、なかなか明け渡し請求権が与えられていない、そのようなことから難しい問題もあろうかと思います。 そこでは、特に正当な事由がない限り貸主側の一方的な契約解除ができない。こういうことですね。 とりわけ私も思うんですが、個々の事情を最大限に尊重しなければならない、そのことはそのとおりだというふうに思っています。が、反面、入居者の安全面では不安を感じています。 町の施策はすべからず地域住民が安心して、安全に生活できるよう講じることが至上命題であろうと考えます。 そこでお聞きします。 入居者の安全確保のための対策はできているのでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 安全確保についてでございますが、公営住宅法の耐用年数は超えているところもございますが、公営住宅としての機能は有しておると考えておるところです。入居者の情報提供や要望に応え、安全性に配慮しているところでございます。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	それではもう少しですね、この安全対策について、具体的にお聞きをします。 本事案に対する町の対応は、これから先も老朽化した住宅に住み続けることを容認したことになります。つまり町が責任をもって管理しなければならないということになります。入居者の安全性の確保から耐震診断等を行う考えはあるのか、お聞きします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 町営住宅の耐震診断は、現在のところ診断調査をする予定は、今現在のところありません。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	耐震診断を行う考えはないということですね。 ということは、現状のままで大丈夫ということでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 耐震診断、通常一般家屋につきましては、建築基準法が昭和56年、改正前と改正後で耐震基準が変わっております。 民間住宅におきましても、耐震住宅補助とかを提供しながらも取り組んでおりますけれど、耐震診断をしないから大丈夫か、大丈夫でないか、ということにつきましては、今後の取り組みの中で検討をしていく必要があるのではないかと考えています。
議 長	石丸議員
石丸議員	耐震診断を行わなくても大丈夫だということだと思いますが、その大丈夫という根拠を示していただけませんか。こうだから大丈夫なんだということ。 私は、課長先ほどちょっと言いましたけども、耐用年数をはるかに超えているということでしたので、本当にそういう耐震診断などを行わなくてですね、大丈夫と言いきれるのかという心配があるもんですから、大丈夫だというその根拠ですね、それをお願いします。

議 長	都市計画課長
都市計画課長	根拠ということにつきましては、持ち合わせておりませんが、耐震診断をすれば、例えば民間の今あつてます耐震診断、評点1.0以下であれば、震度6とか等の地震があつたときには倒壊する可能性が出てくると、そういうことが言われておりますが、耐震に耐えうるかどうかということは、実質問題とすれば耐震診断をしてみないと分からないという状況でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	仮にですよ、仮に、今の老朽化した住宅に住み続けることがどうであるかということで、仮にですよ、耐震診断を行った場合、当然その経費は税金からだと思いますが、そのことは町民の理解が得られると思つてますでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	耐震診断を行った場合、町民の理解が得られるかどうかということですか。
石丸議員	町民の税金を使うわけでしょう、当然ですね。
議 長	石丸議員
石丸議員	老朽化して危険性があるから新しい住宅に建て替えたわけですね。それに移住しないでずっと住み続けることは危険性があるんじゃないかということなんですね。 ですから、それが今の老朽化した住宅でも大丈夫ですよというためには、やはり耐震診断等が必要ではないかというふうに言っておるわけですね。 そのときに、仮に耐震診断を行った場合は、当然これはお金がかかるわけで、ねっ、そのときには税金を投入してやるわけですから、そういうことが町民に理解ができるでしょうかということです。 老朽化して危険性があるから新しく建て替えたわけですから、そこに住み続ける、住宅に耐震診断等を行って安全ですよという確認をすることに、町民の理解が得られるでしょうかというふうに聞きよるわけですが。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 耐震診断につきましては、社会整備資本交付金を活用してですね、民間住宅でも耐震診断ができるようになっております。 それは住まわれる方の判断のもとに要望等が上がってくるわけですけど、それと同様に耐震診断が必要とすれば筑前町の税金を投入して、耐震診断をしなければならないと思つているところでございます。
議 長	それが、理解が得られるかという質問ですけど、その回答をしてください。
都市計画課長	町民の理解が得られるかということですけど、耐震診断が必要と、するということであれば、そのことが町民の理解が得られれば耐震診断も必要になるのではないかと思います。
議 長	石丸議員
石丸議員	誤解してもらったら困るんですが、私は何も、この老朽化した住宅にね、住み続けるようにしてくださいと言いよるわけではないんですよ。そんなことを言っているわけではないんですよ。 これは、早く新しくできた住宅に移住してほしいなと、安全性なり何なりから考えたときに、その裏返しとして、住み続けるということであれば、やはりそこは、安全性の確保はしとかないかんやろうということで、耐震診断なんかは行ふとですかという話をしよるわけですから、何も耐震診断を行うことが目的でも何でもなし、私はそのことを要求しているわけではないんですよから、できるだけ早く新しい住宅に移ってほしいという思いで言っておるわけです。 どうぞ。

議 長	町長
町 長	お答えいたします。 ちょっと風邪を引いております。申し訳ないです。 今言われましたように、法律的にはですね、なかなか強制退去はできないということが、法律見解だろうと認識しております。 そういった中において、そういった危険度の高い住宅に住まわれることは、ぜひですね、協力要請の一つの材料にはなろうかと思っております。ぜひ第一義的にはこういった。 ただ法律もですね、今、危険住宅等については診断をしております。これも義務ではまだありません。希望者については民間の方もやっておりますけれども、ただ予算を伴うことであって、各個人の住宅についても、危険度は分かっているけど、そこは対応できないという方が非常に多ございます。 町においても予算とのセッティングの中でこの問題は取り組むべきでありまして、そういった状況も十分説明材料として、その持ち主の方には説得していきたいと、そのようには考えております。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	町は、常に万が一のことを想定し、対応策を講じていかなければならないことは言うまでもありません。 本事案では、自然災害による建物損壊から入居者の負傷も十分に考えられます。その場合、賠償責任も問われかねません。実際様々な事案で訴訟が起こされ、その大半で行政側に賠償が命じられるという判決が出されています。 そして、そこでの最大の争点は、その事故が予見できたか否かです。本事案に対する本町の対応策で予見できなかったと言えるのか、甚だ疑問に思っていますが、この点について、町長の考えをお聞きます。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 公営住宅の老朽化に住んで、耐えうるかどうか予見できなかったかということでございますけれども、老朽化住宅の度合いと言いますか、そういうものがどのような部門で判断されるかということを考えますと、老朽化の判断基準としては、柱が傾いているだとか土台が朽ち果てて倒壊の危険性がある、そういうことなどが基本となってくると思いますので、現状では、そういう公営住宅は現存しておりませんので、今の取り組みで進めていきたいというふうに考えております。
議 長	石丸議員
石丸議員	ご承知のとおり、昨年4月に発生しました震度7の揺れに2度も見舞われた熊本地震は、これまで熊本県は大きな地震は起こらないと思われてきた地域でした。 さらにこれまでの地震学では、最初の揺れでエネルギーが放出され、あとは小さな揺れになっていくというのが大方の常識でした。また、本町においても震度4以上の地震はないと言われてきましたが、震度5弱の揺れが観測されたことは記憶に新しいところです。 このように、これまで通用してきた常識は、すでに時代遅れであり、今日では、今起こっていることが常識であるという認識に立ち、対応策を講じることが求められています。 そのような観点から、本町の建て替え事業に伴う除却対象となっている住宅を見ますと、法定耐用年数30年に対し、55年を経過しています。町では入居者からの情報提供や要望に応え、安全性には配慮しているとのことですが、50年前の建築基準法で建てられた住宅です。耐震性をはじめ安全性の確保は難しいと判断するのが

	常識ではないでしょうか。 町が第一義的にやるべきことは、住民の生命、財産を守ることにあります。そもそも老朽化した危険性のある公営住宅を建て替える意義は、ここにあるわけですから、新築された住宅に移住することは大前提でなければならないと考えています。 とは言え、個々の事情も最大限尊重しなければならないことは言うまでもありません。が、個々の事情については個別の問題として、それこそ最大限の努力を払い、まずは入居者の安全性を最優先に進めるべきだろうと考えます。 そこでお尋ねしたいことは、公営住宅の明け渡し請求等に関して、正当な事由がない限り貸主側の一方的な契約解除はできないということですが、耐用年数を大幅に超過し、老朽化した住宅に住み続けることに問題があると判断された場合、入居者の安全性の確保という観点から、明け渡し請求等の正当な事由にはなり得ないのでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 50年を経過した公営住宅の安全性が、明け渡し請求等の合理的な理由にならないかというご質問ですが、明け渡し請求に正当性があるかということになるわけですが、借地借家法の趣旨が弱者救済の立場から法令になっていることから、判例では、その建築物の老朽化の度合いや借主、貸主の経済状況を総合的に勘案して、結論が出ているようでございます。 また、借主は低所得者となっていて、貸主は町となっていますことを考慮しますと、正当な事由に該当しにくいと判断しているところです。 しかしながら、このまま放置を続けていきますと、そのような状況にもなってくると考えますので、現在、個別に1件1件の事情をお聞きしながら、事あるごとに移転を進めている状況でございます。 5年前と比較しますと、管理戸数で18戸の減、入居者戸数で30戸の減となっている状況であり、一朝一夕にはできない取り組みではありますが、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	次の質問に入ります。 本町の町営住宅管理条例第37条、建て替え事業による明け渡し請求等の第1項、町長は、町営住宅建て替え事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第31条第1項の規定に基づき、除却しようとする町営住宅の入居者に対し、期限を定めてその明け渡しを請求することができるものとする。とありますが、本町での期限を定めての期限とは、一代限りのことでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 本町の建て替え事業は、公営住宅法の法定建て替え住宅ではなく任意建て替えとなっております。 町営住宅管理条例第37条については、法第38条第1項の規定に基づきとなっていることから、この条文には該当していません。 公営住宅整備及び公営住宅法の所管は、国土交通省の住宅局及び福岡県住宅計画課となっております。 先日、公営住宅整備事務事業担当者連絡会議があり、その資料説明で、全国の公営住宅建て替え事業の現状は、平成27年度施工状況で約12,000戸、法定建て替えが約4,500戸、任意建て替えが約7,500戸となっています。 法定建て替え時の明け渡し請求の状況は、平成22年度から平成27年度調査、5

	年間ですけれど、その時点で、明け渡し請求実施戸数は3戸であります。全国に見ても0%に近いという請求戸数でございます。 5年間で従前入居者戸数が38,352戸に対して、明け渡し請求権を行使した件数は5年間で、今申しましたとおり3件と、ごく少なくなっております。 法定建て替えのみが明け渡し請求権を付与されており、本町の一代限り、議員言われましたが、本町の一代限りということにつきましては、入居条件について、任意の設定になっているところでございます。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	あんまりよく分かりませんでしたけれども、普通一般社会においてですね、期限を定めるということは、具体的な数値を明記するのが常識だろうというふうに思いますが、本町では一代限りという抽象的な表現になっているようです。 先ほども申し述べましたが、本件事案の住宅は、耐用年数30年に対し55年を経過した危険性の高い住宅です。 また、夜須地区においては、まだまだ老朽化した公営住宅が多数残っています。当然、これから計画的に建て替えが行われていくものと思われそうですが、このような内容の期限設定は、後々禍根を残すのではと危惧しています。 この点についての、町長の考えをお聞きます。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 議員質問のとおりですね、非常に安全性の面から、それから跡地利用の面から、様々に総合的に考えて、町のまちづくりの視点でご意見をいただいていると思っております。 ただ、この住宅問題はどうしても法律との絡みがありまして、法律に抵触するような条例は当然制定できませんけれども。特にうちの場合が、先ほど課長が説明いたしましたように、法的なものではなくて任意の建て替え住宅であるということからして、そして先ほどのあれだけの件数の中で、全国で3件という非常に稀な事案であるということから察しますと、なかなか条例でこれ以上の条件を付与することは、法律解釈からも困難であろうと、そのように考えます。 ただ、今言われましたようにですね、様々に法律の範囲内で建て替えを進めていく、計画に基づいて進めていく、なおかつそういった住宅に住まれておられる方をですね、精力的に誠意をもってですね、案内をしていくという努力は努めていきたいと思っております。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	先ほどからなかなか法律的に明け渡し請求等は難しいというお話ですが、私は、その前に行政がやるべきことは、住民の安全、これが大事ですから、こちらのほうが上になるんじゃないかなという思いがあります。はい。 これを抜きにというのは、少し違うんじゃないかなというふうに思いますので、実際問題としてなかなか難しいところはあろうと思いますが、ただ、ここで言う、一代限りとかというふうになりますと、年数がこれから先どれだけになるかも分からんような、極端な言い方をすれば、これから10年、20年住み続ける可能性もあるわけですね、一代限りということであれば、その人が生きている限りは住むでしょうから。そこまで持つのかという問題もあるわけですね。今、既にもう55年経過しているような住宅がですよ。 そういう意味からも、ぜひ、この点についてはですね、もう少しやっばいいろいろ考えてほしいと、それからお願いもしなければならぬだろうと思うんですね。先ほど課長が言われましたように、個別の問題がありますから、個別の問題は個別の問題と

	して、しっかりやっぱり対応しながら、やっぱまずは安全性が大事ですから、そこら辺をですね、ぜひお願いをしておきたいというふうに思います。 次の質問に入ります。 本町における公営住宅建て替え事業に伴う最大の課題は、新しい住宅への移住を希望しない入居者問題だろうと、私は思います。 そして、この事案をこれ以上放置することになれば、入居者の安全性の確保は難しく、自然災害による負傷者も十分に考えられます。 また、町が計画している跡地利用の支障物件となり、有効な土地利用ができなくなることは、公益性の観点からも問題があると考えますが、町長の見解をお聞きします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 跡地利用の関係ですけど、判例では、跡地利用計画をする場合についても、明け渡しの正当な事由が考慮材料になってまいりますので、公共の利益の観点では、その必要性や緊急性などが判断基準になってこようかと考えます。 ただし、これらの考えだけでは明け渡しの請求は考慮されないだろうという判断がなされますので、それからの跡地利用を進めるという形になってくるのではないかと考えているところでございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	なかなか難しいようですが、本件事案は、先ほどから縷々申し述べましたとおり、今後様々な問題を生み出すことが想定される看過できない事案だと、私は思っています。 ここで町長にお聞きしますが、こういう中で、もう一度条例等の改正をはじめ、実効性のある対策を、私は早急に講じるべきだと思いますが、このことについてお聞きします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 いつも対立する価値観が、公共の福祉と個人の権利の尊重、この問題で最高裁まで争われる事案が非常に多かろうと思っております。 私も山麓線の開通にいろいろ話を聞きましたけれども、やはり個人の権利と公共の福祉と、その問題で非常に時間と労力と要するというところでございまして、この件もお互いが主張しあえばですね、なかなか解決が困難な事案になり得る可能性もあります。 そういった法律的な対抗意識で問題を解決しようとするよりも、やはり誠意をもってあつたほうが、わが町にとっては有利ではなかろうかと、得策ではなかろうかと場面もかなりあるかと思っております。 したがいまして法律を十分研究しながら、担当者のほうでこういった法律の専門の勉強会も、住宅問題についてはあっておりますので、そういった中でも、ぜひ勉強させながらですね、問題解決にあたっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。
議 長	石丸議員
石丸議員	私が非常に心配しているのは、先ほども言いましたように、夜須地区においてはまだまだ老朽化した公営住宅が多数あるわけですね。当然、それはこれから計画的に建て替えを行っていくだろうと思うんですね。 そのときに今のようなことであれば、また、そこに残るような人が出てくるんじゃないかなと。今現在、住んでいる人に明け渡し請求等も難しいわけですから、今後さらに、特に今残っている夜須地区の公営住宅というのは、少数点在でぼんぼんあるわ

	けですが。 そういうときに、そこに1軒、2軒残られたときには、いろんな問題が起こってくるんじゃないかなという危惧をしておるわけです。 ですから、今残ってある人に対しては、それぞれの対応をしていかなければならないと思いますが、私はそれ以上に今後なんですよ。これから建て替えるときに、そこに残られる人がおるということは、これはちょっといろんな面で厳しいんじゃないかなと。そういう対策というのはどのように考えておられるか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 夜須地区には点在して公営住宅があるわけですが、その物件等に対しての、入居者の方に対しては、現在のところはすべてではありませんけれども、現在のところですが、統合できた場合ですね、統合して町営住宅が一元化できた場合は、そちらに住み替えていただきたいというふうな協力を取っている状況ではございます。以上です。
議 長	石丸議員
石丸議員	住宅建て替えのときには、当然その入居者の方には説明がいろいろされていると思うんですね、こういうことで建て替えをしますからということで。 そこでは当然新しい住宅へぜひ入居してくださいという説明を、これまでもされてきたと思うんですね。しかしながら、やはり中には「いや、もうここにおりたいから」とか、いろんな理由で、そういう人もおられると思うんですよ。 今の課長の話ではですね、なかなか難しい面があると思います。もう少し具体的に、例えばですよ、今後入居する人に対しては、やっぱりきちっとそういうこの明文化された契約書か誓約書か知りませんが、そういうものとか、そういう具体的なものを1つ作ってもらわないと、協力してください、お願いしますだけでは、なかなか難しいんじゃないかなと思います。 ですから、回答はいいですから、そこ辺についてもですね、今後のことを考えたら、例えば今度新しく入ってくる人、新しい住宅に入る人たちからすれば、もうはっきり言って、50年、60年後の話ですけども、今起こっている問題は、今私たちのときに起こっておるわけですから、当然やっぱり将来のことも考えて、今やれることはきちっとしとくということが大事だろうと思うんですね。 ですから、はっきり言って、今までどうでしょうかね、新しい住宅ができたのにそこに移住しないという問題が、今まで過去20年、30年前にあったのかどうか、よく私は分かりませんが、そういうのが今後できるという予測はできたわけですね、実際今ありますから。 だったらそういう人もおられるんだなということであれば、やっぱりそれは先手を打って、何らかの対策を講じていくべきだろうというふうに思いますので、ぜひですね、今後のことも考えていただいて、対応策をお願いしたいと思います。 それでは、2点目に入ります。 公共交通活性化事業の現状の課題と今後の対応策についてですが、この質問につきましては、明日山本一洋議員のほうからも同様の質問が予定されていますので、私のほうからは、1点目の質問のみにさせていただきます。 それでは、質問に入ります。 近年急速に高齢化が進む中、加えて高齢ドライバーによる事故頻発や運転免許証の返納増加により、高齢者の移動手段の確保が課題となっています。 このような現状の中、各自治体では独自の取り組みが進められています。 小郡市では自治会バスが地域に合った、住民ニーズに寄り添った運営となっている

	ことから、今注目を集めています。 内容につきましては、そのことが今回の質問の趣旨ではありませんので述べませんが、着眼点、発想については学ぶところがあるのではないかと考えています。 本町でも将来を見据え、巡回バスの試行運転を今日まで6年間行ってきたわけですが、利用者の方からは「助かっています。」と感謝の言葉をいただくことがうれしく思っているところです。 一方時間帯やルートによっては利用者もなく、空で走っている現状も多々見られるようです。そのようなことから、町民の中からは「もったいない」という声もあります。 もちろんこの事業は福祉の一環でもありますから、費用対効果だけで論ずることはいかなものかと思っていますが、そのような声にも応えられないものか、自問しているところでもあります。 そこでお聞きしたいことは、時間帯やルートによっては縮小の方向での検討も必要ではないかとの思いを持っていますが、考えをお聞きます。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 巡回バスの運行内容のサービスレベルにつきましては、平成22年12月の公共交通活性化対策委員会の答申、その後策定しました実施計画に基づき、実施をさせていただいているところでございます。現在まで利用者の状況を鑑み、運行の改善をしているところでございます。 改正計画について、少し述べさせていただきたいというふうに思っております。 平成23年7月から運行開始をさせていただきまして、第1回目の改正におきまして、今は運休をしております月曜日も運行をしておりました。 毎日運航ということをやっていたわけですが、月曜日がめくばり館、敬老館が休館であり、利用者が少ないということ、週1回は車両等の点検が必要から、平成24年5月より月曜日は運休をさせていただいております。 また、1コース約1時間ほどかかっていたコースにつきましては、平成26年1月から全コース、1周40分以内で巡回できるように改善をさせていただいているところでございます。 第1回目の改正から第3回目の改正までは、利用者や住民の方々の要望にあわせて、バス停も約25カ所増設をし、可能な限り運行サービスのレベルを上げてきたところでございます。 利用者増を図っておりましたが、経費も増加をしております。再度効率性を見直し、平成27年4月からはですね、利用者の少ない日曜日を3便から2便へ1便減便をいたしました。 また、めくばり館と敬老館を結ぶルートも運休することで、経費の削減にも努めてまいったところでございます。 今後の運行につきましては、利用者人数や経費もご提示をさせていただきながら、公共交通活性化対策検討委員会で協議、確認をさせていただいたところでございます。 ちなみに筑前町におきます運行の経費でございますけれども、平成27年度につきましては、総利用者数が21,802名でございました。1人当たりの運行コストは723円でございます。 一方福岡大学が平成28年に実施をしました、九州での1人当たりの巡回バスの運行コストについては1,275円、全国で869円という調査結果も出ているところでございます。 こういった状況も勘案しながらも、平成29年度からは試行運転という、これまで

	6年間やってきました試行をやめまして、第4ステップ、現行の運行形態を継続して運行していくということで、方針を立てさせていただいているところでございます。 PRと利用の促進の取り組みはですね、今後も行いながら、時間帯やそれからルート の縮小につきましては現段階では考えておりませんが、今後も利用状況、利用者の ニーズを把握しながら、検討、調査研究をしていきたいというふうに考えております。
議 長	石丸議員
石丸議員	地域巡回バス利用に関する本町のアンケート調査によりますと、将来的には87% の方が利用の意向を示しています。本事業が将来の高齢化社会に備えた、町の施策の 中でも重要な柱の1つであることは間違いないものと思われま そして、そのことは今まで以上にきめ細かな、住民ニーズにあったサービスの提供 が求められることでもあります。多様化する住民ニーズに応えられるよう、共に知恵 を出し合うことを申し述べ、私の一般質問を終わります。
議 長	これで、7番 石丸時次郎議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をします。 10時55分から再開します。 (10:43)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (10:55)
議 長	11番 福本秀昭議員
福本議員	どうかよろしくお願いいたします。 では、通告に従いまして3点ほど、まちづくりについて、そして学校内安全、それ に文化財についてということで、この3点を順次質問をさせていただきます。 本題に入る前に、先日、三輪中学校で恒例の立志式が厳粛に執り行われたわけです。 もちろん学校長からの激励、あるいは教頭先生の激励、そして来賓から田頭町長、そ れに副議長ということで、非常にすばらしい激励のお話が、あいさつがあったわけで ございます。 そして、子どもたちにとっては、8名の方から自分の考えをしっかりと述べられまし たけれども、内容としては、いわゆるあまり過激な内容でもなかったわけですが、 本当に子どもたちが純粹、純朴な意思表示ではなかったのかなと、そのように感 じ取ったわけでございますし、これから子どもたちが羽ばたいていく上で、ひとつの やはりステップというふうなことであったと思います。今後さらに子どもたちのがん ばりを期待しながら、私たちは参加して良かったと思っておるところです。 では、本題に移りたいと思います。 では、総合計画と地方創生の問題ですが、総合計画は、これまでのまちづくりに長 い期間、しっかり将来像を描く役割を果たしてきました。そのまちづくりの根幹を成 す最上位である総合計画と、新たに地方創生のまち・ひと・しごととの呼びかけのも とで、総合戦略にみんなの目が向いています。 課題が急浮上したとも言えますが、各自治体とも人口ビジョンをベースに共通した 課題を抱え、総合計画とも絡んだ状況での特化した形で、共に今後も継続を図って いくべきと思っているところです。 そこで、総合計画並びに地方創生の共有した事業での進捗状況について、まずお答 えいただきたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。

	筑前町総合計画基本構想、こちらが平成19年度から平成28年度までの10年間の構想でございます。また、前期基本計画を踏まえまして、後期基本計画というのがございます。これは平成24年度から28年度までの5年間の計画となっております。 本年度が基本構想、それから後期基本計画につきましても、最終年度ではございませんけれども、1つには平成23年の地方自治法の改正により、この総合計画につきましては、任意の計画という位置付けになっております。 また、本年4月に町長選を控えておりますので、その後速やかに、これまでの取り組みの検証や今後の第2次総合計画の方向性等の協議を進めてまいりたいというふうに考えております。
議 長	総務課長
総務課長	私のほうから、地方創生の総合戦略の進捗状況についてのお答えを、回答したいと思います。 総合戦略のほうは平成27年度に策定いたしまして、平成31年度までの5年間の計画でございますが、その戦略における4つの基本目標の達成に向けまして、8つのプランを最重要施策に位置付けて取り組みを進めているところでございます。 この進捗状況についてでありますけれども、今月22日に総合戦略推進会議の開催を予定しております。この会議におきまして、推進会議委員による地方創生先行型交付金事業の効果の検証を行いますとともに、ハッピープラン及び加速化交付金事業の進捗状況を報告する予定で、現在その準備を進めております。 総合戦略策定後、最初の推進会議でありますし、会議には議会代表委員も参加されますので、そのときに具体的な内容については、報告をしたいというふうに考えております。
議 長	福本議員
福本議員	今後の計画にあたっては、ただ今も企画課長が話されましたように、町長選を挟むということで、なかなか提案しにくい状況であろうかというふうに判断はするわけです。 人口ビジョンを中心に考えたときに、人口の推移を把握しながら、その要因や背景を分析して、今後町が施すべき手立てとなり、確実な歩みができるのではと思っています。今の段階ではなかなか言えないということですが、今後、さらなるやはり計画は計画として、私は進めていくべきだろうというふうに思っております。 そこで重要なポイントと申しますか、計画がございましたら公表していただいたらというふうに思いますが、執行部はどんなでしょうか。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 先ほども申しましたように、本年4月に町長選を控えております。新しい町長のですね、方針の下に、その部分については、今後協議をしていかなければならないというふうに思っておりますので、そういう答弁でよろしく願いいたします。
議 長	福本議員
福本議員	総合計画並びに地方創生の総合戦略、それも大事ですが、併せてやはり町長のマニフェスト等が加わってくるわけですし、その辺はいろんな計画が盛りだくさんと申しますか、そういうことで弾みがつくのではないかというふうに思っておりますけれども。 次の質問に移ります。 総合戦略には、すべてに評価、検証することが義務付けられていると思います。効率的に推進していくと同時に検証の時間が必要です。実施計画を効率的に進めるた

	め、計画、実施、確認、改善というマネジメントサイクルの考え方に基づき、事業は単発的ではありますが、これまで順調に進められていると評価しているところです。 併せて、最後の検証も徹底して果たすべきではないかというふうに思っております。検証について、どの程度踏み込んで実施されたのか、お答えいただきたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 検証については先ほど申し上げましたように、最初のその検証会議を今月 22 日に行います。 今後の検証について、少し申し述べたいと思います。 国がまち・ひと・しごと創生総合戦略が示します施策 4 分野ごとの基本目標を踏まえ、本町においての平成 31 年度までの基本目標を設定しております。 この基本目標を実現するために講ずべき施策の基本的方向を示すとともに、具体的な施策に取り組み、施策の効果を客観的に検証できる指標、いわゆる K P I ということで、その実現すべき効果を重視した数値目標を設定しているところでございます。 総合戦略の進捗化につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、P D C A のですね、サイクルによって点検、検証等を行い、より効果的な取り組みとなるよう進めてまいりたいと考えます。 また、現在の推進会議の委員の任期が今年度末で終わりますので、また新たに検証会議を再編しまして、毎年検証をしていきたいということで考えております。
議 長	福本議員
福本議員	これまで 3 年経過してきておるわけですし、その中で地方創生・総合戦略の関係で、やはり検証する分野と言いますか、事業の検証というものがしっかりされた分も、検証済んだ分もあると思うんですね。その点の検証は、報告はできませんか。
議 長	総務課長
総務課長	議員が、今、3 年というふうにおっしゃいましたけれども、総合戦略、できましたのは 27 年度でありまして、できてから今 1 年がやっと過ぎた段階でございます。 そして、28 年度に取り組んだ内容を、今度の 3 月の 22 日にその報告すると、検証を含めてですね、ということで、今、準備をしているということで、第 1 回目の会議ですので、この段階では、まだ具体的には報告できないということで、ご理解いただきたいと思います。
議 長	福本議員
福本議員	当初は、もう完了した事業等については、ある程度最終的報告が得られるのではないかなと、頂けるのではないかなというふうに思いましたけれども、3 月の 22 日ですか、戦略会議があると。そのときにはどういった内容で会議がなされるのか、いわゆる計画、プラン、そして検証も含めて総合的にされると、会議はですね。その点の説明を求めたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 まず、交付金ですね、先行型の交付金というのがありまして、その中で事業を 4 つ行っております。ブランド開発推進費補助事業、それから筑前町の定住促進事業、筑前町 P R 事業、6 次化まるっとサポート事業、こういった先行型交付金事業については、きちんと K P I も掲げておりますので、その数値に対してですね、目標に対してどうであったかというようなことを具体的に数値を示しながら、検証をしていただくことにしております。 それから、後の加速化交付金事業、これも 4 つございます。キッチン化プロジェク

	ト、あるいは6次化創業スクールプロジェクト、第2の食の拠点づくりプロジェクト、それから地方創生ラボプロジェクト。こういった事業については、現在の進捗状況を報告するという事で考えておりますし、また、最重要施策であるハッピープランですね、これについてもそれぞれの現段階についての、進捗状況を報告するという事で進めてまいりたいと考えております。
議 長	福本議員
福本議員	確かに総合戦略の中には交付金付きの事業等があるわけです。例えば先日報告を受けた弁当加工所の、これが2億の事業だというふうに認識いたしております。 それで、それらも含めて3月の22日に、戦略会議の中で、さらに具体化という形で話し合いされるというふうに思うわけですが。 この総合戦略にしましても、要するに交付金付きの事業の要望、そして町も直接自主財源で取り組む事業、そういったものもあるわけですね。交付金を貰う事業と町で計画した事業という、町の財政でやる事業ということですたいね。 そういうことで、やはりよその自治体も話を聞くと、できるだけ交付金を貰えるような事業を要望をしたいというふうなお話がされておりました。 率直に、そういうことが、やはりどこの自治体も必死になっておられるという証明ではないかなというふうに思っております。 次に移りたいと思います。 地方創生の総合戦略を考えたときに、何と言っても情報の支援、人材支援、そして財政支援の3つが結合してこそ開花、実っていくと思うわけです。 地方創生、人材支援は、かなりの自治体が交付金の争奪合戦に、この制度を最大に活用したく、地元の活性化にも繋がる考えから、各自治体が獲得するために必死になっています。 幸い筑前町でも人材支援によって、地域おこし協力隊5名がその制度を活用され、積極的に研修会等に参加され、現在活躍中です。 限られた3年の期間ですが、その収穫にあたって、町としては協力隊にどれだけの期待を寄せられているのか、お答えいただきたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 地域おこし協力隊は、現在、観光ツーリングプランナーが2名、大刀洗平和記念館ブラッシュアップ研究員1名、それから筑前町の魅力デザイナー1名、農林資源活用プランナー1名、計5名がですね、それぞれの経験を活かし、それぞれのミッション、いわゆる任務と役割を持ち、活動させていただいております。 地域おこし協力隊につきましては、決して職員の代替えとしての雇用としているわけではございません。地域をおこすための高いスキルと専門性に精通し、また、筑前町のまちづくりのために熱意を持って取り組んでもらうために、導入をさせていただいているところでございます。 このことが地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、外部人材の活用の面から、当該地域への定住、定着を促進することも目的に設置した制度で、現在円滑に業務が行われているというふうに思っておりますし、定住についても、今後期待をしていきたいというふうに考えております。
議 長	福本議員
福本議員	今、企画課長からお話いただきましたように、地域おこし協力隊の5名の方が、しっかり今、筑前町で活躍していただいておりますという報告でございます。 2月の22日に町政報告会がございました。その中で協力隊員の中で橋本さんという方がいわゆる代表で、観光ツーリズムという立場から、自分がこれまで経験したこ

	とと、またこれから研修することを含めて、町のためにしっかり発信していきたいという、力強いお話があったわけでございます。 私は、九大の研究生と申しますか、男女2名の方がリノベーションと言いますか、いわゆる再開発ということで、空き家対策の研究・検討をされておられるということですね、お話も町政報告会の中でございました。 私は、空き家対策ですね、やはりモデル的に464軒ですか、空き家が筑前町に存在しておるという説明を受けたんですけども。モデル的に1軒でもいいから、私は、定住に向けての対策として取り組んだらどうかというふうに思うわけですが、それもやはり交付金付きか何かで要望していただかんと、やっぱ空き家をですね、やはりそれなりに住んでもらえるという、何と言いますか、リフレッシュするというのは、やはり経費も相当かかるだろうというふうに思うわけです。 例えば、そのまますぐ住めるというような空き家であればいいんですけども、それなりに評価額ですね、おそらく減価償却でかなり下がっておると思いますし、この土地については、どうしても固定資産評価ということで、それなりの付加価値が高いだろうというふうに思いますけれども、やはり人が住んでもらうための、やはりモデル的にですね、筑前町として取り組んだらどうかというふうに思いますが、町長、どういうお考えでしょうか。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 空き家対策は地域振興にとって、また、非常に本町の均衡ある人口対策としてもですね、極めて重要だろうと考えております。 今、議員のほうで質問されましたように、本町では既に空き家を活用した事例が多々ございます。 例えば旧道沿いにですね、農村レストランらしきものは3軒ぐらいございますし、坂根のほうにも空き家がありますし、一番目立ちやすいのは草場川のそばですね、立派な料亭として空き家を活用されています。 こういったビジネスがなり得るのが本町の魅力だそうございまして、住宅不動産会社もですね、本町の部分については、ある一定はビジネスになり得るというふうな判断をしているようでございます。そういったことで、ぜひ民活も大いに活用しながらですね、空き家対策に取り組んでいきたいと。 とは申せ、そういったものは一部分でございますので、来年度に向けてこういった計画を策定いたしましてですね、こういったタイプについてはそういった民活、こういったタイプには行政支援、あるいはこういったタイプには解体とか、そういったことですね、ひとつのモデルを作って進むべきだろうと考えております。 それと1点だけ、今度の調査で、区長さんたちの調査で分かったんですけども、本町は空き家率が極めて低いということ、一番低いのが筑紫野市だそうございまして、その次に本町は低いということは、空き家ができて再利用がかなりされていると、そういった地域性もあるということでございますので、それは非常にありがたいと、民活活用が大いに期待できるということだろうと思っております。 そういった総合的な視点で、今後空き家対策に取り組んでいきたいと思っております。
議 長	福本議員、通告書の中にですね、空き家対策という話はないんですけど、全体的なまちづくりの話だと思いますけど、そのところを考えて質問をお願いしたいと思います。 福本議員
福本議員	私の質問の内容が、ちょっと逸れましたことをお詫び申し上げます。

	ちょっと前段ですね、いろいろ質問する中で、ちょっと回答を得られない面もございましたので、ちょっと私も勇み足をいたしましたということです。 では、次に移りたいと思います。 学校安全についてということで、来る1月13日、9時40分到大川市一木にある川口小学校において、サッカーの運動時間にサッカーゴールポストの倒壊事故が発生しました。4年生2クラスでの合同練習時に、事故に遭った児童はゴールネットにぶら下がり、すぐ落下して、その後、上からゴールポストが首筋に倒れ掛かったことによる圧死事故になったということです。 これは、ゴールポストは、川口小学校ではハンドボールのゴールだったということでございます。練習はサッカーの練習であったということです。 保護者のご心痛を考えたときに、筑前町の学校でもし事故があったとすると大きな問題となり、注意を喚起するだけでは終わらない問題と思い、質問を取り上げさせていただきます。 そこで、事故を教訓として、安全確認の徹底をされているのかということで、お答えいただきたいと思います。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 児童生徒、保護者にとりまして、学校は何より安全で、安心できる場でなければなりません。そのため各学校に対しまして学校保健安全施行規則、あるいは国・県から発信されます安全対策関係資料通知文等に基づきまして、学校の施設・設備の安全点検や学校生活、日常生活における事故防止など、必要な安全指導の徹底と施設・設備等の点検につきまして、毎月1回実施をするように、教育委員会から各学校に指導を行ってまいっているところでございます。 遊具等の固定施設につきましては、専門の業者によります安全点検を年1回実施いたしておりまして、必要に応じて改修等がなされているところでございます。 教育委員会といたしまして、大川市の小学校で発生いたしましたハンドボールゴールの転倒による死亡事故につきましては、たいへん重大な事故と受け止め、各学校に対しまして、移動式設備、用具等の固定の状況、破損の有無等の緊急調査、及び今回の事故を踏まえた事故防止に万全を期すように指示をいたしましたところでございます。 調査の結果、すべての学校におきまして、常時固定されているか、または授業や部活等で使用する際に固定するなど、転倒防止策をすべての学校で取っているということを確認をいたしております。 なお、使用する場合のみ固定する学校につきましても、通常はゴールを倒し、事故が起きないように配慮がなされております。 また、事故を未然に防止する観点からも、学校施設・整備の安全点検を毎日の清掃の時間等を活用いたしまして、実施するようにお願いをいたしているところでございます。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	今、教育長から安全に関する各学校への徹底ということで、お話をいただいたわけですね。 私も各学校、6校ですね、全部回って、校長先生なり教頭先生と安全についてお話をさせていただき、なおかつサッカーゴールの安全度と言いますか、それを確認してまいったわけですね。 確かに中牟田小学校、夜須中、それから三並小学校、それから三輪小、最後に三輪中ということですね、三輪中だけがですね、倒してありました。 夜須中の清武校長先生のお話では、先生がたまたま大川市に、河川敷ということで

	すね、にグラウンドがあるということで、そのときに目の前でサッカーのゴールポストが倒れたと。これは非常に危ないということをです、今回学校を回るときに校長先生から、非常に危ないんですよと。特にネットがかかった状態の場合は相当風の抵抗があって、やはり倒れやすくなるということで、そのときは倒すかアンカー杭です、きちっと補強するというのを心掛けなければならないと。 それで、ただ校長先生、教育委員会から各学校へそういう注意を喚起されたと、指導があったというふうに思いますし、それぞれ今度は各学校が、それぞれゴールの安全にやはり定期的に、自らやっていたくということが、今後大事なことでないかなというふうに思うわけです。 それで、三輪中のほうがですね、もう腐食の状況にあって、なんかもう注文をしたと、更新したいというお話でしたんですが、その点はそのとおりでしょうからですね。腐食して、やっぱりあれを使い続けると危ないと思うんですが、この点分かればお答えいただきたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	各学校の遊具、体育施設等の点検あるいは管理については、すべて学校にお任せしております。学校が年1回の業者点検あるいは月1回の点検において、危険と感じれば当然修理するなり補修するものと考えております。
議 長	福本議員
福本議員	次の質問で、各学校間での安全委員会は対応されたのかということですが、各学校に安全委員会は構成されておるものか、そしてその中で今回のそういった事故にならないようにということでの話し合いとか、いう機会は持たれたのか、その点お尋ねしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 各学校には安全教育をはじめ安全管理の活動を推進する組織として、いわゆる今言われました学校安全委員会が校務分掌として位置付けられております。 学校安全に関する年間計画を作成し、児童生徒に対する通学を含めた安全に関する指導や職員に対する研修等を計画的に実施しております。 安全教育に関する学校行事の終了後、並びに学期末には教職員による評価を行い、学校安全の活動をより効果的に進めていくようにしております。 以上のことから、教育委員会といたしまして、各学校の安全委員会は機能しているものと判断しております。
議 長	福本議員
福本議員	今、課長が申されたようにですね、各学校で校長先生なり話すときに、やはりこれから先は自分たちの現場も含めての責任だというふうに、何と言いますか、自覚をしっかりと持ってあったのでですね、私も安心しました。その点はですね。 今後サッカーゴールとかそういったものだけにとどまらず、やはり風で倒壊したり、子どもたちがそういう危険にしっかりと自覚の上で、その周辺は避けるとかいうことを、本来は願うわけですが、やっぱり注意はしてもらおうようにですね、今後継続して、この指導はよろしくお願ひしたいと思います。 では、最後の質問に移ります。 文化財の保管についてということで。 実は3月1日にですね、私は若杉山に山登りに挑戦したということで、ちょうど登り口に須恵町の歴史資料館がありました。そのときに職員だったと思うんですが、外に出てですね、箒で掃わいたり、ちょっとされて、限られた2分ぐらいの時間でお話をお聞きしたわけです。

	何を聞いたかと申し上げますと、いわゆる歴史観について話されたんですけど、私ちょっとメモを取ったんですけどもですね、ちょっと話しても、資料館を実現をということでの話から、ちょっと逸れますので、内容的には本当に歴史をですね、やはりみんな無関心の関係が多いという中でですね、やはり歴史に関心を持ってもらうためにというお話でしたんです。 それは一応置いておきまして、本題に入ります。 筑前町では、文化財保護の観点から現在7カ所に15,500箱の保管がされておるといふふうにお聞きしました。いずれの収蔵施設も老朽化しており、雨漏り等の維持管理も経費がかさんでいるとのことなんです。 この状況を確認しても、誰しもが早く手当をしなくてはと思うのも当然です。分散して保管されている文化財を1カ所で保管管理の実現をぜひお願いしたいと思っております。 これまで文化財関係の方たちもたいへん苦勞はされてきておるとも思いますけれども、担当のほうから、この点についてお答えいただきたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	忘れもしません。この質問は横山議員が最初にされました。 現在文化財収蔵施設としまして、芦田牟田倉庫、三箇山倉庫、新町倉庫などの6カ所に分散して収蔵し、展示活用施設として歴史民俗史料室がございます。 これらを将来的な保存や普及、活用のためにも一括で管理する必要があると考えております。 しかし現状では、今言われる15,500箱に及ぶ埋蔵文化財や住民の方から寄贈をしていただいた1,000点を超える民俗資料について、1カ所で収蔵管理することは物理的に困難であると考えております。 また、それらの施設については、文化財を単に収蔵するものではなく、一部に展示や体験学習の場を設けられればと思います。現在、歴史文化基本構想策定委員会において、保存活用等のあり方なども検討がなされております。 また、町内での公共施設マネジメント委員会により、公共施設のより良い活用方法についての検討がなされておりますので、その検討結果を待ちたいと思っております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	町長も横山議員さんのご答弁されたことで、非常に前向きなご答弁をいただいております。 その中でも、例えば甕棺あたりはもう割れたままで、また立体的に組み上げて、写真か何か撮られるんでしょうけど、終わったらなんかまたそれを解体されると。非常にもったいないなというふうな思いもしますしですね、やっぱり立体的になれば、そのまま展示するとかですね、やっぱそういうことであると拝観者と言いますか、資料を見られる方も、こういうふうな構造のものだというふうにはですね、改めて思いがまた馳せられるんじゃないかなというふうに思うわけですが。 長年の念願でもございますし、町長にどうか頑張ってください、この実現をですね、資料館の建設、そこにご理解と計画をですね、お願いできたらなと思いますが、いかがでしょうか。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 文化財の保護・保全につきましては、特にうちの町の場合は極めて膨大であります。知ってのとおり廃校利用という考え方がありますが、まさに先んじまして三箇山小学校の廃校を利用して、そこを貯蔵させていただいております。

	その学校そのものが非常に老朽化いたしまして、危険な状況にあることは承知しておりますけれども、なかなか住民の皆様方の意見を聞きましてもですね、同じようなものが非常に多いのではないかという意見もしっかりお聞きするわけでございます。 しかしながら文化財保護法という法律がございますので、勝手な処分は法的にもできません。そういったことから、やはりこの貯蔵はですね、なかなか私もこの４年間で解決できなかったんですけれども、さらに跡地利用等々の中でもですね、考えながら対応していくべきだろうと思っております。 次期の新町長の下でですね、十分検討していただいて、さらなる良き方法を考案していただきたいと、ぜひ議会のほうからもお知恵をいただきたいと、そのように思うところでございます。
議 長	福本議員
福本議員	確かに埋蔵文化財それから民俗資料、そういったものをですね、やっぱり総合的に１カ所に展示場をとということになりますと、まだ解決できてないいろんな優先的にやらなきゃならない事業が目の前にあれば、どうしても順位が遅れてくるのかなと、そういうふうな思いがするわけでございます。 しかしながら長い歴史の中で、やはり歴史も重んじれば重んじるほどですね、やはり何か手立てを考えなければならぬのかなとも思うわけでございます。 今後我々も要望なりは継続していきたいというふうに考えております。 以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。
議 長	これで、１１番 福本秀昭議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 午後１時より再開します。 （１１：４１）
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１３：００）
議 長	３番 横山善美議員
横山議員	よろしくお願いをいたします。 質問に入る前に、先般町の広報や議会だよりにも掲載をされましたが、昨年に引き続きコウノトリが本町草場川域に飛来してくれました。今年は、オス、メスのペアで飛来してくれまして、新年早々明るい話題となりました。 また、徳島県鳴門市ではコウノトリの産卵が確認をされた模様でございます。本町においても今後大いに期待し、見守りたいところでございます。今年のどんとかがし祭りではコウノトリのオブジェもいいかもしれません。これは個人的な意見でございます。 今回私は、提案ではなく、現状確認を行いたいと思います。 それでは、ふるさと納税について。 皆さんもご存じのとおり、ふるさと納税は、本来の故郷を思う、愛する行為だが、現状では、全国的に寄附争奪になっていることは否めません。 先日、報道番組で放映されましたが、ふるさと納税の最高が宮崎県都城市で、２８年６月時点で、なんと４２億３,０００万以上、２８万８,０００件以上のふるさと納税があったとのことでした。 反対に他の市町村では、横浜市や名古屋市が約３０億円以上の流出があるようです。東京都内のある行政区では２０億円以上の流出があり、今社会問題になっている待機児童の保育園が４から５カ所できる金額であったなどと報道されています。

	そこで、改めてふるさと納税の仕組みを再確認いたします。 ご存じのとおり、ふるさと納税をすると税額控除ができます。ふるさと納税と寄附控除については、1年間の寄附金額から自己負担額2,000円を引いた金額を、控除限度額の範囲内で、所得税と住民税から全額削除してもらえることは周知のとおりです。 今までは確定申告が必要でしたが、平成27年1月からは自己負担額2,000円で寄附できる上限額が拡大されており、従来は確定申告が必要でしたが、同年4月からふるさと納税ワンストップ特例制度が導入されました。この特例制度は、年間5団体以下への寄附であれば、確定申告をせずに控除が受けられる制度です。 ただ、この特例制度を利用した場合、所得税からの控除は行われず、その分を含めた控除額の全額が翌年度の住民税から控除されることになっております。一般的な年収2,000万円以下の給与所得者などは、この制度を利用することにより確定申告の必要がなくなりました。 ただし特例制度を利用すると、従来の確定申告をすれば所得税からの控除が受けられ、住んでいる自治体は住民税のみ控除で負担は小さくなっていたわけですが、特例によって確定申告をしないため、すべての控除額が住民税、国税である所得税から地方税へとなり、結果として寄付者の住んでいる自治体への住民税収は一層減少となるわけです。 税務課長、間違いありませんね。 はい。前置きが長くなりましたが、今回私は1番で、ふるさと納税の現状とあり方、2番目に、本町を愛し、愛しているであろう行政職員の現状意識を確認したいと思います。 最初に、本年2月6日の西日本新聞で掲載されたが、返礼品のあり方が問われています。数字だけの問答であればすぐに解決をいたしますが、広く町民の皆様にも再認識していただけるよう、再度確認したいと思います。 それでは、本町へのふるさと納税の現状と納税額に対して、返礼品にかかる諸費用についてお尋ねをいたします。 最初に、今期を含め過去のふるさと納税額はいくらあったのか、お尋ねをいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 筑前町では平成20年度からふるさと納税に取り組んでおります。納税額も年々増えてきておりまして、平成20年度には47万円でございましたけれども、平成27年度には4,198万1,000円になっております。 平成28年度につきましては途中経過でございますけれども、1月末で5,116万5,000円、平成20年度から28年の1月末までの寄附の総額につきましては、1億31万1,000円となっております。
議 長	横山議員
横山議員	昨年のどーんとかがし祭りでのワラ・ゴジラ、それから一昨年のイノシシ等で筑前町の知名度が全国区になり、昨年度から急上昇し、昨年27年度が4,200万、今年28年度1月までに約5,100万と、これまでに累計1億円以上の寄附金をいただいております。 まず、本町では納税額に対し、返礼品にかかる諸費用。返礼品、それから委託費用を含めた総額経費はいくらか、お尋ねをいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。

	ふるさと納税は一口5,000円からお願いをしております。ふるさと納税に対する返礼品としては二口以上からお送りをさせていただいております。配送代を含めて5割から6割程度ですね、寄附額に対して5割から6割程度の品物を送っているところでございます。 返礼品の郵送代に加え、現在インターネットによる受け付け、返礼品を取り扱う業者との連絡、納税者の問い合わせ等々の業務につきましては、業者に委託をさせていただいております。 その委託料も含めると、寄附額に対する返礼品も含めた諸費用全体としては62%となっており、平成27年諸費用は実績として2,197万7,000円、平成28年度につきましては、2月末の支出状況でございますけれども、2,425万2,000円となっております。
議 長	横山議員
横山議員	ただ今の答弁によりますと、納税費から諸経費を差し引いた金額、平成27年度で約2,000万、平成28年度1月末で約2,690万円ですね、これらの金額が本町の自主財源として有効に利用されているようです。本当にありがたいことだと思います。 今後の課題は、委託料、返礼品も含めた諸費用が約62%かかっているということでございます。この辺りを圧縮、それから見直しできれば、さらに税収が増えるわけですね。なお一層の努力をお願いしたいと思います。 それでは次の質問の前に、(2)の文面中で、法令に遵守したと記載をいたしました。正しくは総務省の指導要綱と訂正をさせていただきます。 改めまして(2)本町ではどのような返礼品が多いのか。他市町村に負けない総務省の指導要綱による魅力ある返礼品の具体的方策について、お尋ねをいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 返礼品につきましては、どのような返礼品が多いかという質問でございます。 平成28年度の実績で報告いたしますと、上位3品目を報告させていただきますと、イチゴそれからお米、それからみなみの里を通じて取り扱っていただいております富有柿などが返礼品として、人気の返礼品となっております。 現在筑前町では返礼品として78品目を取り扱っておりますけれども、人気のある果物等は時期と数量が限定されていることもあり、品切れの状態も出てくる場合がございます。 ふるさと納税の基本につきましては、地方で生まれ育ち都会で暮らす人たちが、この制度を利用してふるさとを応援すること。また、この制度で国民の税意識の高まりが期待できること。自治体の取り組みを国民にアピールし、自治体も活性化していくことなどがあげられております。 本来の趣旨で言えば、自治体の政策や取り組みを応援していくことが、この制度の趣旨でございますけれども、現状は、議員ご存じのとおり、いかに魅力ある返礼品を確保できるかでですね、寄附の内容がクローズアップされているような状況でございます。制度の基本は踏まえつつも自治体間の競争が非常に激しくなっており、魅力ある返礼品を提供しなければ寄附金の確保は厳しい状況でございます。 ふるさと納税のPRはもちろんのこと、今後も魅力ある返礼品の発掘と人気返礼品の数量確保が課題であるというふうに考えております。 現在商工会等の協力も得ながら、返礼品の充実に向けた協議と準備を進めております。 それから、先ほど議員申されました総務省の指導の関係でございますけれども、加

	熱する返礼品競争にあたってですね、総務省のほうから返礼品送付の対応についてという文書が来ております。 その中では、端的に言いますと、換金性の高いもの、プリペイドカード等、あるいは高額寄附者に対して返礼の割合の高い返礼品、いわゆる返礼の割合の高いやつ、こういった部分については自粛をなささいというようなですね、文書が来ているところでございます。 筑前町としては、そういった総務省の指導と併せて地域の活性化にですね、踏まえた特産品をやっぱり念頭に置きながらも、返礼品の充実を今後も努めてまいりたいというふうに思います。
議 長	横山議員
横山議員	先日の新聞に、所沢市が２０１７年度からふるさと納税返礼品の廃止を決定したということでございます。制度の趣旨から逸脱した終わりなき競争から撤退し、市の政策に賛同する人を募りたいとのことです。たいへん思い切った決断であったと思います。 さて、答弁にもありましたように、現実的にはふるさと納税が争奪戦になっている現在、ある報道番組では、やられたらやり返せなどと、日本全国の市町村全体が過熱状態になっている状況だと思えます。 本町では魅力ある品物、返礼品の充実努めていただき、理にかなった方針、方策で進めていただきたいと思います。 次に、いただいた税金は、主にどのように利用をされているか。広報紙などで教宣をされておりますけれども、今一度お尋ねをいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 筑前町ふるさと納税寄附条例で規定をしております寄附金を財源とした事業につきましては、１点目が大刀洗平和記念館事業、２点目がファーマーズマーケットみなみの里事業、３点目がどんとかがし祭り事業、４点目が赤ちゃんの駅事業、そして５点目が、その他目的達成のために町長が必要と認める事業となっております。 寄附金の利用状況でございますけれども、どんとかがし祭りに昨年のワラ・ゴジラの関係で７５万円支出をさせていただいております。 それから、赤ちゃんの駅事業に２９万円、それから、町長が必要と認める事業には３５１万３、０００円支出をさせていただいております。この内容につきましては、平成２５年度に草場川桜並木ライトアップ事業に４８万９、０００円、平和推進事業のＰＲ広告費、それから、ふるさと納税のＰＲ費として３０２万４、０００円支出をさせていただいております。
議 長	横山議員
横山議員	よく分かりました。 ふるさと納税の活用方法は市町村によっていろいろあるようでございます。 例えば教育、子育て支援、地域産業振興、まちづくり、住民活動、健康・医療・福祉、観光・交流などに活用されているようでございます。せっかく頂いた大切な税金でございます。今後も有益に、かつ効果的に利用していただきたいと思います。 次に、質問事項２、ふるさと納税への職員の意識として、（１）本町の行政職員のふるさと納税への意識と現状について、お尋ねをしたいと思います。 本町の行政正職員１７１名の町内、町外在住を問わず、住民税、所得税などの総額納税額はいくらか、お尋ねをいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。

	まず住民税ですけれども、平成28年6月1日現在での住民税の総額は約3,920万円でございます。それから所得税につきましては、29年1月1日現在ですけれども、総額約2,730万円で、住民税、所得税合わせますと約6,550万円でございます。
議 長	横山議員
横山議員	住民税それから所得税の総額が6,550万円とのことですね、相当な金額だと思います。 それでは、職員171名のうち何名、何%が本町以外からの勤務ですか。その納税額はいくらか、お尋ねをいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 町外から勤務しております職員は60名でございます。割合で申しますと35%になります。 その総税額はいくらかということですので、その住民税につきましては、合計で約1,330万でございます。
議 長	横山議員
横山議員	住民税が1,330万。所得税は分かりますか。
議 長	総務課長
総務課長	先ほど職員の納税額ということでしたのでですね、住民税だけお答えしておりました。所得税の場合は、どこに住もうと関係ないからですね、ということで答えておりました。 所得税で申し上げますと、所得税の総額がですね、先ほど申し上げました2,730万ということになりますので、それを35%ということになりますから、約850万ぐらいになるかと思います。
議 長	横山議員
横山議員	その合計を差し引きをすると、本町在住職員の住民税、所得税の納税額は約4,460万円ですね。 仮に、仮にですよ、全職員が町内在住であれば、答弁の住民税、所得税合わせて2,200万程度ですか、の税金が本町に納められるということになると思います。 これは、このままにしておきます。 それでは、次の質問でございます。 町外から勤務の行政職員から本町へふるさと納税はありますか、いくらありますか、お尋ねをいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 平成28年度分でございますが、3名、11万円となっております。
議 長	横山議員
横山議員	先ほどの答弁で約60名、全職員の35%が町外在住職員として本町に勤務をされているということでしたが、そのうち町外在住職員の本町へのふるさと納税は3名の職員、11万円ですね。 正直なところもう少し多いのかなって思っておりました。ごく少数、ごくごく少数ではございますけれども、積極的に筑前町を思い、愛する職員には頭が下がる思いでございます。 町長も事あるごとに、本町の自主財源は30%程度しかないと話しておられます。細かいことを言えば、町外からの職員の納税によって、多少ながら財源をアップさせ、有益に利用することもできるのではないかと考えます。行政職員が、そのくらい本町

	の財政状況を細かく考えてほしいと思っているところです。 もちろん町外在住の職員が居住地に対しての思い入れもございましょう。また、本町勤務の行政職員が、他の市町村に対して、個人的にふるさと納税をすることを否定するものではございません。 そこで最後の質問でございます。 繰り返しますが、先ほどの答弁で、町外在住職員の平成２８年度の本町へのふるさと納税は３名の職員、１１万円とのことですが、率直にこの現実、状況を町長はどう思われますか、併せて失礼ながら町外在住職員の町へのふるさと納税に関して、総務課長や担当課長の職員教育が必要だというふうに考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 今、地方自治体は今までにない、稼ぐというですね、非常に重要な取り組みが必要とされる時代になってまいりました。 とかく我々自治体職員は、この稼ぐ分野というのが不慣れでございました。そういった意味からも、財政というのは節約するのが当然なんだと。歳入の点にあまり力点を置かなかったという点が、実情としてあったと思っております。 ここのふるさと納税によってですね、やはり財源というものを職員がみんなで考える。そして有効に考える。言われましたように、今住んで、居住権は否定することはできません。そのことはもう憲法で保障された問題ですから、そこまでは当然申し上げられませんけれども、しかしながら職場であるこの筑前町を思うならば、いくらかの協力はしていただきたいなという思いは持っているところでございます。 ただ、私どもも職員に対してですね、こういった話は今まであまりしておりませんでした。今後こういった有効な活用がされているということも十分説明しながら、一緒に町づくりを考えていきたいと、そのように考えます。
議 長	横山議員
横山議員	よく分かりました。よろしくお願いいたします。 町外からの勤務の行政職員から本町へふるさと納税ということについて、敢えてお尋ねをしたわけでございます。誤解のないように申し上げておきますけれども、ふるさと納税のあるなしにかかわらず、町外からの勤務を否定しているものではありませんし、筑前町を愛していないとは申しません。 本町を愛し、愛する、本町を思い、愛する優秀な人材であれば、町内外居住を問わないことは言うまでもございません。 以上の件について、今後も追及していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。短いですが、私の一般質問を終わります。
議 長	これで、３番 横山善美議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をします。 １時４０分より再開します。 （１３：２９）
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１３：４０）
議 長	１０番 川上康男議員
川上議員	通告に従いまして、３点質問をします。 まず、図書館の運営について、お尋ねをします。

	コスモス図書館、めくばーる図書館、両施設の統合の考え方についてですが、この件については平成26年6月定例会において質問をしていました。 町長は、人口3万人の町で2つの図書館は過分かかもしれないと。しかし、図書館のあるべき姿は中学校単位が望ましいと。費用対効果を前提として、両施設の利用をさらに工夫、充実した方向で進めたいと答弁されていました。今でも同じ見解なのか、町長にお尋ねをいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	まず、私のほうから答えさせていただきます。 本町には2つの公共図書館がございますが、この公共図書館は町民の多様な生き方、考え方に応えるため、誰でも、いつでも、どこでも、どんな資料でも利用できる図書館という方針の下に運営し、町民の暮らしに役立つ図書館サービスに努め、また、すべての町民に親しみやすく、入りやすく、利用しやすい開かれた図書館づくりを目標に掲げております。 なお、議員がお尋ねの2つの図書館の統合についてでございますが、これにつきましては、極めて次元の高い政策的判断でございますので、生涯学習課長、図書館長としての立場からの答弁は差し控えさせていただきます。
議 長	町 長
町 長	お答えいたします。 図書館は2つ必要かというご質問でございます。 私のこの任期、2期目4年間考え方は変わっておりません。合併時にお互いが努力をされてつくられた思いのこもった図書館でございます。それぞれ最初に合併ありきであれば、2つの図書館は当然できていなかったであります。しかしながらそれぞれの自治体が将来を考えて、やはり子どもたちのために、多くの社会人のためにつくられた図書館、これは、このような立派な図書館を、図書館機能を今の段階では充実すべきだと、そのように考えは変わっておりません。 また、新しい新体制になればですね、そういった方針が、どのような方針が示されるか分かりませんが、私としては変わらない気持ちでございます。
議 長	川上議員
川上議員	なぜこの質問を再びしたかと言いますと、2万9,000人のこの町にですね、図書館が2つ要るのかと、贅沢ではないかと、住民からよく問われます。 また、昨年10月に議会報告会をですね、3班に分かれて実施したわけですが、私たちの班の中でですね、この質問が出てまいりました。統合を提案された方と現状に賛成の方が互いに意見を言い合い、賛否両論でこれは終わりました。 私は、2つの図書館をですね、継続していくための判断基準は、予算も含め今後の利用状況、費用対効果などの実態を検証し、改善が図られないときに、統廃合について判断する必要があると考えております。 そこで平成27年度と5年前の平成23年度の利用状況について比較をしてみました。 平成27年度の登録者数は、町内1万6,630人、町外6,732人、合計2万3,362人です。5年前より19%増加をしています。特に町外の方が24%と大幅に増えています。 次に入館者数ですが、2.9%減少し14万9,700人、貸出人数は16%減少し8万2,333人です。貸出冊数も15%減少し32万2,500冊となっています。 登録者数は増加していますが、入館者、貸出人数、貸出冊数すべて5年前と比べて減少しています。いかに活字離れが進んでいるかが、顕著に表れた数字だと考えております。

	この現状を捉え、今後どのように改善し、町民の暮らしに役立つ図書館を目指すのか、見解をお尋ねをいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 入館者、貸出冊数が減少する図書館は、平成22年から全国的に増えております。本町においても同様に、同じ傾向でございます。特に中学生から50歳以下の減少が顕著でございます。 近年ライフスタイルの変化、インターネット、携帯電話、電子書籍等のIT機器普及によりまして、図書館の利用機会が減少している要因と考えております。 これまでは本を読んだり調べ物をするために図書館を利用していた人が、パソコン、タブレット、スマートフォン等に対応しているためだと考えております。 また、今後入館者や貸出冊数を増やす対策についてでございますが、平成28年度に新図書館システムを導入し、Web予約が新たにできるようになりました。ホームページも利用いたしまして、Webサイトによる情報発信を行うなど、サービス向上に努めております。 このシステムは、自分が読んだ本をマイ本棚に格納したり、書評、いわゆる本の評価を書き込むことができるなど、読者の関心を引くシステムでもあり、図書館利用者が増えることを期待しております。 また、蔵書回転率という指標がございます。年間貸出冊数を全蔵書数で割ったものでございます。この率が高いほど蔵書がよく利用されているということになります。 これを例えば分類別に行えば、どの分類の蔵書がどの程度利用されているかが分かり、利用が多い分野の蔵書を多く置けば利用が伸びる可能性があります。 また、イベントの充実も考えられます。現在行っているブックスタート、ブックスタートプラスでの読み聞かせの良さや、利用カード加入推進、土日や夏休み、春休みを中心に行っているお話会、ポップ作り、工作教室、布絵本講座等を充実させることも重要だと考えております。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	今答弁されましたが、以前から行っている事業が多かったと思います。また、本当にボランティアの方がですね、一生懸命頑張っていただいて、図書館を利用するための活動を行っておられることは私たちも非常に感謝をしているんですが、それでもまだまだまだ伸びていないということで、今、担当課長から回転率も言われましたが、回転率もですね、前は5年前1.64回だったのがですね、今1.3回ということで、これも下がっているわけでございます。 今、言われましたので、それを見守っていききたいとは考えておりますが、まだ努力が必要でないかなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。 ただ、公共図書館運営方針の中に、図書館サービスの重点項目があります。 未利用者の利用促進に努めるために、図書館を利用するのが困難な人へのサービスの拡充とあります。何か手立てを考えておられるのか、お尋ねをいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 学校放課後に各学童保育所に通っている児童たちがおります。この子どもたちは来館が困難な児童でございますが、そういう子どもたちに対して、学童保育所に絵本の配本と出前のお話会を行っておるところでございます。 また、朝老園、グループホームさくら、朝倉苑などの老健施設入所者等に対する団体貸出等を行っているところでございます。 それから、長期入院や自宅療養などの図書館に來れない方に対しては、代理の方に

	よる図書館利用カード登録や代理貸出のサービス等を行っているところでございます。
議 長	川上議員
川上議員	今、答弁をいただきましたが、今までに実施されているものも、もちろんありますし、最後の答弁は、私は非常に良かったかなと思っています。 自治体総合施策における地域振興を目的とした図書館事業を閲覧しました。 本町のコスモス図書館取り組みの事例も掲載してありました。どーんとかがし祭りに特設会場を設け、大型紙芝居の読み聞かせを行うものです。たいへん良い取り組みとは理解をしています。 ただ、他の自治体ではたいへん参考になるものがありました。館長である課長も既に見てあると思いますが、筑後市の宅配サービスの取り組みであります。 図書館を「もっと便利に、もっと身近に」をモットーに、来館できない在宅高齢者、体が不自由な方、子育て中のお母さんたちを対象に、図書館資料を自宅まで無料配達するサービスを行っております。 地元商店街の方に月5,000円の配達料を払って依頼する制度です。店の方は配達先から注文も入り、お互い喜んでいるとのこと。本の宅配実績は当初より1.7倍になったということが、去年のテレビで放映されておりました。 たいへん良い取り組みと思いますが、また、本町でもすぐ取り組める事案と考えますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	議員が言われましたのは、日本図書館協会が昨年各図書館に行ったアンケートの結果だというふうに思っております。 県内のアンケート結果を見ましたら、それぞれ公共図書館で1つから2つの事業を行っておるようでございます。創業セミナー、ブックスタート、お話会、ブックリサイクル、子ども読書活動推進、ボランティア養成講座、ハローワークと連携した就労支援等でございます。 今、議員が言われましたように、筑後市では宅配サービスにより、住民サービス、地域振興を図っているようでございます。しかしながら、経費もかかるということでございますので、今後慎重に研究をしていきたいというふうに思っております。 次に、本町における取り組みを紹介させていただきます。 先ほど言いましたように、各市町村1つか2つの事業でございますが、本町ではお話会、ブックスタートをはじめ就労支援コーナー、医療支援コーナー、よかこ筑前コーナー、これは観光・名所紹介等でございます。等を設置するなど、多くの事業を実施し、住民の方へ情報を発信をしております。 また、町の後期基本計画のシンボルテーマの1つに、「食に感謝し、平和を願うまちづくり」がございまして、町図書館では、本町の基幹産業であります農業の振興、食のまちづくりをアピールしています。 具体的には、図書館内にみなみの里のチラシや黒大豆を使ったレシピ本を置いたり、クロダマルの収穫、解禁時期をホームページに掲載をしています。 また、平成28年度は小麦粉ですね、むぎかちゃんを使い、絵本に登場する料理やお菓子を作るイベント、いわゆる絵本クッキングと申しますが、を、町内の方を講師に、親子で開催をしたところでございます。 今後も地域に貢献する取り組みを模索していきたいというふうに考えております。 以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	いろいろな取り組みを報告していただきましたが、先に申しましたように、未利用

	者の利用促進を図るという点ではですね、私は非常に筑後市の取り組みは良い取り組みじゃないかなと。費用がかかると言われましたけど、私はこれを見てですね、商売されている方に月5,000円払って、そして宅配していただくということですから、そんなに費用は私がかからないと思います。ぜひですね、前向きに考えていただきたいということで考えております。 ぜひ、図書館の果たす役割、使命を見失うことなく、充実した運営をお願いいたします。次、次の質問であります就学援助施策について、お尋ねをいたします。 昨年2月から5月にかけて子どもの貧困、就学援助に関する報道が西日本新聞に掲載されていました。経済的に困窮する家庭の小中学生に、学用品、給食費等を助成する就学援助制度について、保護者への周知方法に大きな差が生じていると。 2014年の調査では、鹿児島県は全市町村で入学時に説明書を配布しているが、福岡、佐賀、熊本、3県においては6割にとどまり、全国平均67%を下回っていることが掲載されています。 そこでまずお尋ねしますが、本町の就学援助制度の周知方法は的確に行っているか、お尋ねをいたします。
議長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 この質問につきましては、平成27年第4回定例会において河内議員の質問に答弁しているとおりでありまして、現在も変わりありません。 議員ご指摘の入学時における説明書類の配布が、先ほど九州3県において6割ということでございましたが、私が教育担当課長会、県の担当者会に行くときも福岡県の担当課からそういう報告を受けることはあります。 まだ周知が徹底していない町村があるんだということもありますけれども、当筑前町においては、十分な周知徹底をしているということを認識しております。今後も周知徹底をすることで、申請漏れ者の軽減に努めていきたいというところであります。今後も周知徹底に努めてまいります。
議長	川上議員
川上議員	広報ちくぜんの3月号ですね、これで私も見まして、すぐ3ページに載っております。 また、事前に課長からいただいた平成29年度就学援助制度のお知らせ、これを見てですね、本当に本町はですね、十分に周知をされているんだということで、十分これは伝わりました。ありがとうございました。 ただ、この周知についてですが、いつ、誰に周知されているのか、周知方法について、お尋ねをいたします。
議長	教育課長
教育課長	先ほど答弁したとおりではございますけれども、具体的に申し上げます。 まず、最初に、前年度受給者には1月に文書で個別に通知いたします。 広報に3月号と9月号に掲載、年2回掲載いたします。 3つ目に、就学時健康診断の折に相談に乗ったり、スクールソーシャルワーカーとの連携も図っております。 最後に、毎年全保護者へ就学援助の制度のお知らせという文書を、1学期初めに学校を通じて配布しておるところでございます。
議長	川上議員
川上議員	はい、分かりました。 次に、就学援助制度認定基準・援助費の実態についてお尋ねをいたします。 ただ、援助費の実態については、昨年県下市町村の援助費、補助金額と同額に改善

	をされておりますので、この件については省きたいと思っております。 就学援助制度認定基準について、質問をいたします。 生活が苦しい準要保護世帯の認定条件となる所得基準に、九州の市町村間で最大3倍の格差があったと報じています。2016年度の準要保護世帯の認定基準年収を、両親と子供2人の4人世帯、父40歳、母35歳、子ども9歳、4歳で尋ねる結果が掲載されていました。 収入が、基準の自治体で一番高かったのが福岡県みやこ町の447万、最も低かったのは宮崎県高鍋町の210万です。 課税所得で最も高かったのは熊本県甲佐町の383万、最低は鹿児島県徳之島など120万です。 福岡県みやこ町は、生活保護基準額の1.5倍で基準年収を設定しています。周辺自治体よりも高めだが、援助を必要とする人が支援を受けられるようにということです。 また高鍋町は、同基準額の1.1倍で設定をしています。財政が厳しく予算額確保が困難で、基準を厳しくせざるを得ないという説明をしています。 そこで本町における認定基準年収の設定の考え方、その額はいくらになるのか。また、県下60市町村のうち本町はどの位置に値するのか、お尋ねをいたします。
議長	教育課長
教育課長	まず、最初に、本町の県内での位置は存じておりません。県内全部を調査しておりません。 それでは、本町の認定基準について、お答えいたします。 本町は、生活保護基準の1.25倍を所得基準としております。そのモデルケースとして、両親と中学生1人、小学生1人の4人家族の試算では、生活保護世帯で社会保険料等を控除する前の金額で210万が基準ですので、本町はその1.25倍ですから、約260万円以下が認定の限度額になろうかと思います。 これを社会保険料等を加えますと、300万近くになるのではないかというふうに、厚生年金、社会保険料、地震保険料等が加わりますので、300万近くになるのではないかと思います。 本町のこれまでの認定基準の経緯ですけれども、平成21年度から1.1倍、平成22年度から1.2倍、平成26年度から現在の1.25倍に引き上げた経緯があります。 また、近隣自治体の認定基準ですが、朝倉市で1.2倍、小郡市で1.3倍、大刀洗町で1.0倍などとなっております。 旧筑紫郡につきましては、すべての自治体が住民税の所得割を基準としているために、単純に比較できない状況であります。 このことは、先の河内議員の質問にも答弁したとおりでございます。
議長	川上議員
川上議員	26年までですね、徐々に引き上げられて、今が1.25倍ということで、この数値が県でどのくらいかということとは分からないということでございますので、調べてないということでございますので、これからどういうことかということで判断するわけですが、近隣では朝倉市が1.2倍、小郡市が1.3倍、大刀洗町は1.1倍ということですので、その範囲内からいくと中間ぐらいかなというような判断はいたします。 県が発表した2017年一般会計予算案は、総額1兆7,209億円です。この予算の重点施策の1つに、子どもの貧困対策、雇用創出を掲げています。 県内の貧困率は全国平均を上回り、昨年生活保護世帯の子どもの大学進学率や就学

	率を、全国平均より高くすることを目標に盛り込み、子どもの貧困対策推進計画を策定し、759億円を計上して、対応策を強化するという方針であります。 先ほどから課長からの説明を受けましたが、認定基準平均は調べてないということですが、平成25年度本町の受給者は243人です。1人当たり2万4,500円、総額約600万円となっています。これが仮に100人増えたとしても、そんなに財政を圧迫するとは思いません。児童生徒が学ぶ環境は、町長の施策を反映し、ハード面、ソフト面とも充実し、県内トップクラスと言っても過言ではありません。 しかし、この就学援助施策は、どうでしょうか、まだ改善の余地があると考えますが、教育長の見解をお尋ねいたします。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 先ほど課長が説明いたしましたように、これまで平成21年度から随時引き上げてまいった経緯がございますことから、本町の認定基準は近隣と比較いたしまして、現状では適当ではないかと、そのように考えているところでございます。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	確かに朝倉市、太刀洗から見たらですね、うちはいいと思いますし、ただ、小郡から見たら少し低いかなど。 ただ、近隣をすぐ比較するというのが、私はどうなのかなと。今の地方創生の時代に、やはり私の町はこういうことをして頑張っていますよと、やさしい町をつくっていますよというふうなですね、やはり取り組みからしたらですね、私はやはり、もちろん財政と照らし合わないかと思うんですが、こういうものを取り組んでですね、やはりアピールするのも私は必要じゃないかなというような考えを持っています。 ぜひ他町村、近隣をということじゃなくてですね、やはりうちの考え方としてですね、私は取り組んでいただきたいという考えを持っております。 それでは次に、入学準備金の支払時期の改善について、質問をいたします。 小中学校入学時にランドセルや制服などを購入するための入学準備金は、本来入学前に必要な準備金ですが、大半の市町村が5月から7月の支給となっております。 そこで、本町の支給はいつになっているのか、お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 本町の支給時期は1学期末でございます。8月になります。
議 長	川上議員
川上議員	今、8月ということで答弁をいただきましたが、一昨年から今年にかけて、入学準備金を前倒して、3月までに支払う自治体が急激に増えてきています。本町の申請締め切り日は、このお知らせを見ますと4月の14日までということで、この申請書がなっておりますが、これではですね、やはりもう入学前の準備金はもう間に合いません。別に金がかさむわけでもなく、本年度から実施すれば喜ばれる施策だと考えます。 今年は町長選挙があり、本定例会は骨格予算です。6月定例会に肉付け予算として計上して年内に周知を徹底すれば、入学前に準備金として来年2月から3月に支給することができるのかと考えます。 教育長の見解をお尋ねします。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。

	入学支度金の早期支給の導入についてでございますけれども、申請後に住所が異動になった場合とか世帯構成の変更等によって、認定基準に該当しないようなケースもございます、返納事務がですね、非常に複雑になってまいります。様々な解決すべき問題が発生すると想定されますので、今後ですね、これらをしっかり研究をしながらですね、入学支度金の早期支給の導入についてですね、研究をしっかりとやってまいりたいと、そのように思います。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	研究をされるということですが、以前課長と打ち合わせをさせていただいたときお聞きしたのに、県下で最近11ですかね、自治体でもう準備金の前倒しをしているということで、これは最近これが出てきたということで、やはりどこの自治体もですね、やはりこの新聞報道、これは、今言いました2月から5月にかけて、多くこの子どもたちの貧困について新聞に出てたんですが、それによってですね、非常に早く取り組みをしておると思います。 確かに問題は出てくるかもしれませんが、何と言いますか、学校を変更されるという方が何人おられるか私たちも分かりませんが、そんなに事務が煩雑かなという気もするわけです。 私はやはりせつかく準備金を待っておる家庭のためには、できれば2月頃までにさせていただきたいということでございますので、ぜひですね、検討課題を克服していただきまして、早く取り組んでいただきたいということでお願いします。私もこれは促進を見守っていきますので、よろしく願いいたします。 次に、不要となった学用品・制服・ランドセル等譲渡制度の取り組みについて、お尋ねをいたします。 日本には「もったいない」といった良い文化・風習が残っています。家庭の懐事情によって、学びの場に格差が生じてはなりません。それを防ぐために対策に乗り出した自治体が増えてきています。 不要となった学用品・制服・ランドセルなど、家庭同士または生徒同士で無償で提供されておることは承知しておりますが、これを自治体、学校で取り組んではと提案するものでございます。 古賀市教育委員会は2007年から、中学・高校の卒業生に制服を無償提供してもらい、必要な生徒へ回す制服リユース取り組みを続けています。不要となった市立中学校の制服や近郊の高等学校の制服を預かり、必要な人に譲っていくシステムであります。 また、福岡市内の中学校ではPTAが中心となり、制服を融通しあう取り組みを行っています。学校を通じてプリントを配布し、小さくなった制服、体操服、ジャージなどを集めて提供しています。この取り組みは新入生だけではなく、在校生にも人気があり、たいへん好評だと言っております。 物を大切にする心を育む教育も重要な施策と考えますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	現状の取り組みを報告いたします。 生活困窮者、困窮世帯にとどまらず、多くの家庭にとって子どもの制服や学用品等にかかる負担は少なくないのが現状であると考えています。 そのため各中学校では現在、学校が卒業生などに呼び掛け、不要になった制服や体操服などを集め、希望する家庭に無償で譲渡する取り組みが行われております。実際に学校でやっているわけでございます。 これまでの実績として、卒業間際に転入してきた生徒や最終学年途中で制服が破損

	した生徒、入学時に購入した制服や体操服が小さくなり、買い替えを検討していた生徒に無償で譲渡をされておる実態がございます。
議 長	川上議員
川上議員	今報告を受けましたが、その件数等については把握してあるでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	すみません、把握しておりません。
議 長	川上議員
川上議員	物を大切にすることですね、今、中学校でされているということでございますが、私は全ての学校でですね、やはり取り組んでいただいたらと考えております。 特に中学校はですね、入学時と、それから2年、3年になってきますと、身長も大きくなって体も太くなります。やはりそういうことで、私もお母さんに聞いたわけですが、やはりクラブ同士で、子どもたちでお互い譲り合ってますよとかいうようなことは聞きます。 たいへん良いことなんですが、これをですね、学校で大きく育てていただいて、やはり教育委員会として取り組んでいただいたらという考えが、古賀市ではないんですが、考えております。ぜひですね、考え方をまた改めていただきたいということで思っております。 では、最後になりますが、地域コミュニティ推進計画について、質問をいたします。 私は、平成21年度から現在まで、南部コミュニティ運営協議会の顧問を仰せつかっていました。29年度より田口議員と交代をします。1つの節目と捉え、南部コミュニティモデル事業の今後の考え方、校区コミュニティの設立の考え方について、質問をいたします。 南部地区コミュニティ運営協議会は、平成21年度からモデル事業として取り組み、8年が経過しようとしています。手探り状態で取り組んできたこのモデル事業も、所管課、関係部署のご理解、ご協力により取り組む姿勢は向上し、その結果、南部5区から認知度、評価は高まり、成果も表れてきました。反面課題も山積しています。 一部の方はコミュニティへの批判、無理解、そして5区の温度差があるのも事実です。 役員である区長の考え1つで、その区の今後のかかわり方が決まるといった問題が今でも生じています。情けないと考えることもあります。 当然、この協議会で解決する課題ではありますが、協議会会長は、少年大使館といった拠点を持っていることは恵まれている、これを活かさないといけない、もう後には戻れない、そういう考えを持っています。 そこでお尋ねをしますが、今年で9年を迎える協議会を、今まで同様持てる事業と捉え、積極的にかかわっていくのか、それとももう9年を迎えた今日、もう一人立ちしたこの南部コミュニティと捉え、後方支援に回るのか、見解をお尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 南部コミュニティの事業につきましては、同協議会の皆様を中心にですね、地域の課題やニーズに対応した取り組みを行っていただいているところでございます。 今後も南部コミュニティの運営協議会の活動をですね、支援をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	今後もですね、積極的にかかわっていくという答弁であります。たいへん良いことだとは思いますが、モデル地区としてですね、もう8年経過したと、9年目を迎える中で、まだモデル事業かというようなこともあります。

	そういうことも含めましてですね、考え方があるわけですが、今後ともかかわっていくということでございますので、それを積極的に私たちも取り組んでですね、また頑張っていきたいと考えております。 今までですね、このコミュニティについては、校区を中心とした活動の具体的課題、緊急性や必要性は見えにくいというようなことで言われていました。また、行政区が中心とした考えで根付いており、当面は拙速な組織化は避け、調査研究に力を注ぐということを言われておりました。 今でもそのような考えでよろしいのでしょうか、お尋ねをいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 これまでの議会での答弁を踏まえつつ、他校区のコミュニティの事業につきましては、地域事情や課題を把握していきたいと考えております。 他校区での設立につきましては、地域での多くの議論も必要ではないかなというふうに思っておりますし、その中で方向性も確認していく必要があるというふうに思っております。 また、町も新執行体制の中で、その取り組みについてですね、方針の協議・確認が必要だろうという、こういった作業が出て来ると思いますので、こういった部分につきまして、今後取り組みたいというふうに思っております。
議 長	川上議員
川上議員	1月に実施しました三輪地区区長会と三輪地区議員の意見交換会で、一番先に出てきた問題がこのコミュニティ推進計画でした。各区とも共通の課題を有し、地区コミュニティ設立の必要性が問われています。 今、課長からの答弁もありましたが、早急ですね、私は校区コミュニティ設立が必要と考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 先ほど課長からも話をいたしました、新体制の中でまたさらなる協議が行われるかとは思いますが。 ただ、このコミュニティというのは非常に困難な問題であるということは、まぎれもないことだろうと思っております。従来の基本的な集落の行政区組織、このコミュニティがしっかりしとるが故にですね、なかなか集合体というのは困難であるということが言えると思っております。 ただ、今コミュニティスクールというのがですね、それなりの陣容で様々な取り組みをなされております。 特に南部地区につきましては以前、合併前に1つの小学校でも立地したらどうかという話もあったように聞いておりますし、あそこはあそこで、今のコミュニティを充実させていただいて、なおかつ小学校単位のコミュニティスクールを核とした更なる拡張が、充実が今後重要ではなかろうかと、そのようにも考えているところでございます。いずれにしても、この議論を起こしたいと思っております。
議 長	川上議員
川上議員	以前からですね、このコミュニティスクールとかけて、いつも町長からの答弁をいただきありがとうございます。 ただ、本当にまた町長も言われますように、この組織作りは難しいと思うんですが、今後のですね、今言う、全然先が見えないということなんですが、南部コミュニティ事業とこのコミュニティ推進計画、これを車の両輪にたとえてみますと、南部コミュニティ事業という車はですね、もうどんどん回り始めました。

	ところが今、一方のですね、このコミュニティ推進計画についてはですね、今、町長からも言われましたように、まだ非常に難しい問題があつて、今後の課題だということで、まだ全然前には進んでおりません。 そういうことで何と言いますか、片方が回って、片方が回れば、そこがぐるぐる回るだけでございますので、早くですね、方向を示して、両方ともスムーズに車が回らなくてはならないんですが。 何と言いますか、この南部コミュニティのモデルがどのように活かしてですね、モデル事業としてどういうふうな位置付けで、またこれを進めていかれるのか、非常に私たちも戸惑っておるわけですね。 ですから、もう8年、9年、今度9年を迎えるこのモデル事業を、いかにこの地区にコミュニティ推進を伝えていくのか、課長、どんなふうに考えてありますか。もう一度お答えをお願いします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 南部地区コミュニティ運営協議会につきましては、各部会を立ち上げられて、この間、地域のニーズそれから課題に合わせた取り組みをたくさんしていただいております。 こういったものをですね、それぞれ町としてもPRをさせていただきながら、他校区への議論、設立やその検討に向けた議論等にもですね、有効に活用させていただきながら、本当にコミュニティの必要性についてですね、皆さんで議論できるような素材として活用させていただきたいと思っておりますし、そういう場をですね、新執行体制の中での議論を踏まえながら、今後検討していきたいというふうに思っております。
議 長	川上議員
川上議員	私は、やはり早く取り組みをするべきじゃないかなと考えております。 単一行政区でですね、解決できない問題が山積しております。 例えば消防団員確保問題、それから高齢者対策、防犯・防災、多くの課題があるわけでございますが、これを広域で取り組むことで、より良い成果が出てくると私は考えております。 また、午前中、石丸議員からも言われましたが、隣の小郡市は地区コミュニティセンターで自治会バスを運営しています。ここはもう2カ所になっています。 また、筑紫野市御笠地区も今年から運行していきます。自治体から7、8人乗りの車と燃料代、保険料を提供していただき、行政区も負担をしていただきながら、地区協議会で取り組むまちづくりをしておられます。 私は、校区コミュニティをつくることによって、その地域に合った、その地域でしかできない様々な取り組みができるのではないかと考えております。それが今申しました、小郡市なり筑紫野市のコミュニティセンターで取り組んでいる良い事案ではないかと思っております。 そのために南部地区コミュニティ推進事業が取り組んでいると、私は考えております。どうかぜひ、早急な取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	これで、10番 川上康男議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで休憩をします。 2時40分より再開します。

(14:27)

再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (1 4 : 4 0)
議 長	6 番 木村博文議員
木村議員	私は先日ですね、ちょっと喉の治療をしまして、まだ完治しとらんもんですから、お聞き苦しい点があるかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。よろしくお願いします。 また、本日はですね、企画課長の当たり日で、さっきから何度も長い時間出てあります。できるだけ簡潔にですね、回答のほうもお願いできたらと思います。 それでは、通告書に沿って、質問いたします。 今回は町の観光戦略についての質問でございます。 まず（１）の①です。大刀洗平和記念館について、お尋ねいたします。 記念館については以前より、何度となく質問をさせていただいております。特に今回の研修室の増築、これに関してはですね、たいへん心待ちにしておったところでございます。４月にはリニューアルオープンするそうで楽しみにしておるわけですが、そこでお尋ねいたします。 今回展示スペース、こちらが大きくなっております。研修室ですね、展示室兼展示室、こちらが広がっております。今まで以上に魅力ある事業展開がなされるものだと思っております。 先ごろの議会で山本久矢議員でしたか、平和学習ですね、これについての活用ということで質問もあっておりました。この部分については、まだ伸びしろがある部分だと思っております。施設が良くなった分、何かこれまでと違う取り組みを考えてあるか、お尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 大刀洗平和記念館の増築の件についてでございます。簡単に概要をご説明をしたいと思います。 増築につきましては、約２００名が収容できます多目的室と特攻をテーマとした展示室を設置をする予定でございます。 展示室につきましては、戦時中特攻に多く使われたゼロ戦のエンジンや翼などの実物使用を施設の中央部に配置をし、シンボル展示として展示いたします。 また、特攻の時や場所、米軍による防御や太刀洗から特攻されたこと、特攻で亡くなられた方たちの名簿等々をですね、グラフィックのパネルで展示をし、特攻隊員さんの遺品もですね、実物使用として展示するようにしております。 また、本館にあります既存のシアター室につきましては、定員が約１００名でございまして、一般の来館者が映像鑑賞するスペースとして、これまで活用していきたいと考えておりますし、新設の多目的室につきましては、音響映像設備も整えております。修学旅行等大人数の来館者が一度に映像鑑賞し、朗読や語部の講話も聞けるようにしたいと考えております。また、講演会や映画の上映会開催、短期間での展示スペースとしても活用できるというふうに考えております。 今後の具体的な取り組みについては、検討するようにしておるところでございます。以上です。
議 長	木村議員
木村議員	ぜひですね、今度増築された部分については、特別展なんかが２階であってたんですね、今までですね。なかなか皆さん足を運ぶのにも遠いということですね、その部分が１階に、そういうふうな広いスペースが活用できるということで、ぜひ有効に

	ですね、活用していただいて、最大の効果をあげていただきたいと思います。 次に、ヘリコプターですね、2番のヘリコプターの展示目的はという部分でお尋ねいたします。 このヘリコプターは航空宇宙協会、こちらからのゼロ戦の提供を受けられたときに、一緒に持ち込まれたものだと思っております。 住民の皆さんからは意見もいろいろいただきまして、いろいろ議会に対しても説明等々あったところで、大方のところは理解しておるところでございますが。 今回なぜですね、この記念館の計画してある部分にですね、記念館の前の駐車場の一番端なんですけども、展示するようになったのか。 この航空宇宙協会さんから引き受けられたときに、何か展示することについても、何か取り決めとかあったものかですね、まずその部分について、お尋ねしたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 ヘリコプターを今回増設に合わせ屋外展示をするようにしております。このヘリコプターのですね、これまでの若干の経緯をご説明をしたいというふうに思っております。 屋外シンボル展示として、三菱重工製の大型ヘリコプター、機種名がMH2000Aと言いますけども、こちらを移設展示を行うようにしております。 このヘリコプターは、当時三菱重工がですね、21世紀に夢をかけて送り出したヘリコプターというふうに言われておりまして、機体展示を同一メーカーが同時に開発をしたというのは、当時例をないということで、民間用としてですね、量産を目指して三菱重工が開発をしたものでございます。 このヘリコプターにつきましては、しかしながら民間で利用されたのは2機のみでございまして、このヘリコプターも平成15年10月から1年間、東京で遊覧飛行で使用をされております。 その後は、三菱重工名古屋工場にて保管をされ、平成17年の8月にですね、記念館での展示を前提に、朝倉市の音楽館のほうに搬入をし、現在まで保管をしているところでございます。 当時大刀洗平和記念館は、戦争と平和に加え航空技術、宇宙もテーマとした展示計画がございました。そのシンボル展示として購入をさせていただいておりまして、その後記念館の事業費の縮小、テーマの再検討が行われ現在に至っております。 記念館では当初に比べると規模は縮小しておりますけれども、航空技術を紹介する常設展示も本館のほうでやっております。今回の増改築にあわせて、このヘリコプターを航空技術の発展のシンボルとして、屋外で実物展示をしたいということで、今回移設・展示をするようにしておるところでございます。
議 長	木村議員
木村議員	現在の航空技術の紹介もしていくということですね、今、申されましたけども、私は、この大刀洗平和記念館、やはり陸軍太刀洗飛行場、こちらの歴史を学ぶことによって、平和を語り継ぐというですね、大きなコンセプトをもとに、それを中心にされると思うんですが。 今聞きますと、方向転換とまではいかないにしてもですね、そういう航空宇宙とかについても展示・紹介していくということで、これからはわずかな方向を変えられるということで、捉えてよろしいんでしょうか。
議 長	企画課長
企画課長	大刀洗平和記念館は開館当初からですね、大きくテーマを3つ持っておりました。

	1つは航空技術の発展、それから太刀洗飛行場にかかわる概要とその様子、それから特攻や空襲といった非常に悲しい出来事、この3つを合わせて記念館の大きなテーマとして、この間運用させていただいておりますので、展示方針が変わったというよりもその1つ、その中のテーマを今後も堅持をして、1つのシンボル展示ということで考えております。
議 長	木村議員
木村議員	当初の計画は分かりましたが、今申し上げたように、やっぱりあそこにヘリコプターを置くことですね、意図たるものですね、どうも私には理解できないと思うんです。 だから、例えばですね、みなみの里とか多目的運動公園ですね、今度グランドオープンしますけれども、そちらに行けばですね、子ども連れの家族とかが多いんですね、小さな子がですね。そんなところに持って行ければですね、もっと子どもたちにも親しんで見てもらってですね、いいと思います。 みなみの里とかについてはですね、大任町だったですか、1億円のトイレ、1億円もかけてですね、投入して、お客さんを寄せとるわけですが、うちはですね、ああいふうなヘリコプターはですね、ほんと安い価格で譲り受けられたということも聞いております。負担もかかりません。ああいうのを持ってですね、なんかヘリコプターがあるみなみの里としてですね、また集客に繋がるんじゃないかなと思うんですが、そちらの考え方はできませんでしょうか、お尋ねします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 ヘリコプターにつきましては、当初からですね、大刀洗平和記念館事業にかかわるものとして購入をさせていただいておりますので、今回の増築にあわせて記念館で展示をするのがですね、町の方針としても一番最良ではないかという判断の下に、展示をさせていただきたいというふうに思っております。
議 長	木村議員
木村議員	このことについてですね、ここで議論をしていっても、もう着いたんですかね、どうか分かりませんが、答えが出ないことだと思いますので、また、これについては議論させていただきたいと思います。 それでは、また展示についてですね、これは野ざらしの状態ですね、屋根も何も付けんで展示されると聞いております。 セキュリティも今駐車場部分にはかかってないわけですが、ヘリコプターはマニアから見ればですね、宝の山でして、いろんな盗難とかの心配とか出てくると思うんですが、セキュリティがかけられるかどうかというのもお答えいただきたいんですが、屋根とか付けられればですね、今度は錆とかなくなれば、塗装もし直したりですね、長いスパンで見ればですね、しなくちゃいけないだろうと思うんですけども。 総合的に安く、屋根付けたほうが管理費が安いように感じるんですけど、その辺りはどう計画されてあるかお尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 ヘリコプターにつきましては、屋根等のですね、屋内展示は計画をしておりません。あくまでも屋外展示として、今工事を進めておるところでございます。 セキュリティや盗難対策、当然この部分の課題が出てくるというふうに思っております。防犯カメラやその他ですね、内部の機器等の盗難にも対策が必要ではないかなというふうに思っております。 実際多くですね、飛行機やヘリコプターを屋外展示している資料館もございます。

	す。例えば鹿児島県の鹿屋の資料館、それから岐阜県の各務ヶ原というところがですね、陸軍の飛行場があったところですけども、こちらのほうにも航空宇宙資料館ございまして、こちらのほうでもですね、たくさんのヘリコプターと飛行機が屋外に展示をされているところでございます。 現在、三菱重工さん、それからその他資料館にもですね、問い合わせをさせていただいているところでございまして、それらのご助言もいただきながら、対策の検討を今行っているところでございます。
議 長	木村議員
木村議員	記念館単独で見た場合の会計もですね、かなり厳しいものがあるということで聞いております。できるだけかからないようなですね、もちろんのことですけど、何の事業にしてもそうですけど、できるだけ経費を少なく済む方向でですね、検討していただきたいと思います。 そしてまた今回増築ということになると、入館者数もちろん計画の上では増やさないかんわけですね。 そうなった場合、去年でしたか一昨年でしたか、バス用の駐車場が足りなくてですね、増築されたということですね、なおかつ道路の反対側の町営の駐車場も利用されてあるということでお聞きしておりましたが。 今現在、横に、駐車場のすぐ横に、今は農地ですけども、開発が可能かどうか分かりませんが、そういうふうな土地があるんですね、民間の土地ですけども。 来館者が増えることに対して、そちらのほうに駐車場も増やすというようなことは考えてありますでしょうか、お尋ねします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 記念館のバス駐車場につきましては、平成26年の3月だったと思いますが、5台から8台に、植栽の部分を拡張して増車のスペースをつくっております。 現在、8台のバスの専用駐車場がありますけれども、今回のヘリコプター移設に伴いまして、1台分をですね、展示スペースに割かなければなりませんので、専用駐車場としては7台分となります。 しかしながら現状におきましても、一度に10台以上のバスが来ることは時たまございます。そういうときの対応といたしましては、以前はですね、アスタラビスタさんが今あります駐車場をお借りをしたりとかしておりましたけれども、現状としては、一般の駐車場の西側のほうをですね、予めバス用の駐車場と確保して、現在最大15台まではですね、バスの駐車場として確保することができます。 これまでの経験からいきますと、バスと一般の駐車場、両方とも入ってしまうというのはなかなかございません。どちらか大体偏る傾向にございますので、一般の駐車場を兼用しながら、バス駐車場として対応することでできるんじゃないかなと。 そういった場合につきましても、記念館のスタッフ等を配置しながら、事故のないように対応してまいりましたし、これからもそういった対応をしていきたいと思っています。 今後全体の入館者が増えた場合にはですね、駐車場全体が慢性的に不足するようになれば、駐車場の拡張も検討が必要な時期が出てくるかもしれませんが、現状ではそういった運用で大丈夫だろうと判断しております。
議 長	木村議員
木村議員	次に、④の戦跡について、お尋ねいたします。 記念館事業では地域内の各戦跡にかかわるものも取り組んであります。私もフィールドワークには参加させていただいたことがありますが、この戦跡を巡っております

	とですね、保存に危惧するような場面があります。 この件は以前に質問させていただいたこともあるわけですが、掩体壕ですね、こちらについては皆さんご存じのとおり、保存が進んでおるようで安心したところでございますが、監的壕ですね、原地蔵の公民館の近所にありますが、それから飛行隊井戸、これらはですね、近所に最近アパートが3軒ほど近隣に建っております。もう1軒間が埋まって、もう1軒建つとですね、もう飛行隊井戸なんかは、もう表からは全然隠れてしまって、どこにあるか分からんような状態になってしまいます。 そのようにここはですね、住宅地に囲まれております。この地域は白地地域でございますが、4年前には近隣に保育所も建ちましてですね、住宅地として良好な形成を見ておるところでございます。 監的壕は動かそうと思えば、大体元々南のほうから動いてきたと言って、今のところにあるということですね、動かすということも可能かもしれませんが、やっぱり井戸なんかはですね、もう動かすことはできません。 これ以上にですね、住宅地としての圧力が上がる前にですね、計画して整備を進めるべきではないかなと思うんですが、その辺をどう考えてあるか、お尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 戦跡の保存につきましては、先ほども議員がおっしゃったように、高上にある掩体壕の保存に向けて、平成28年12月末をもって用地取得を行っております。 現在、掩体壕本体の構造と強度調査、それから駐車場や外構等の設計の業務に入っているところでございます。 それから、ご指摘のその他戦跡、特に飛行隊井戸の整備・保存についてでございますけれども、現在井戸の見学にあたっては、当該井戸の地権者とこれまでも連絡を取りながらですね、ご協力をお願いし、快諾をいただいております。 ご指摘のように、周辺にアパートが建っておりまして、貴重な戦跡としての位置付けは変わりませんけれども、現在のところ井戸にかかわります保存整備については、具体策は検討できてない状況でございます。 財源等も課題となりますので、今後調査研究をしてまいりたいというふうに思っております。
議 長	木村議員
木村議員	次に、⑤の新作映画について、お尋ねいたします。 これは、以前1回予算に通っておったと思います。前企画課長さんからお聞きしておりましたけれども、作る方向で進めておるということですね。 それからだいぶ経ちますけれども、何もできておりませんが、どうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 記念館映像につきましては、平成26年度にですね、映像制作委託料として260万を予算化しております。事業規模が、映像の制作費としてはあまり多くないんですけれども、本格的な映像制作は厳しいものの、これまでテレビ局等が制作をした太刀洗飛行場や特攻をテーマにした映像を編集し、経費を節減した映像制作を予定をしておりました。 開館当初から現在まで運用しております映像と違う視点での映像の制作、上映が記念館の魅力を増すという判断でございました。 しかしながら、その制作を見合わせ、減額補正をさせていただいた経緯がございます。結果的には、その素材を調査をする段階で、相当の労力と経費がかかることと合

	わせ、当時、今後予定されます地方創生やその他にかかわる補助金や交付金を活用してやれるんじゃないか、そういったことを踏まえて、しっかりと調査研究をし、充実した映像にすべきとの、当時の判断でございます。 そういう経緯があって、現状に至っているわけですがけれども、現状、まだ映像の具体的な制作の具体化には至っておりません。財源やテーマの設定、素材調査と課題もでございますので、これも申し訳ございませんけども、調査研究ということで、回答させていただきたいというふうに思います。
議 長	木村議員
木村議員	ぜひ、早急にですね、こうしている間にもたくさん子どもたちが来てくれております。修学旅行等ですね、ビジュアル面で訴えるものは、本当に分かりやすく大きなものがありますので、ぜひ、早い対応をお願いいたします。 次に、6番ですね、看板や案内板が分かりづらいということで。 これは、私、以前にも言っておりました。他の議員さんですね、先議会で質問されてありました。 その後入口の看板にですね、何か一番下にブルーの矢印が設置されたようですが、シートが貼られたようですが、分かりにくいんですね、ものすごく。 記念館のやはり特性からですね、あんまり派手なものはですね、やっぱりいかんというような考え方ということですね、先ほどの議会で答弁されてあったようですが、派手と、目立つ看板イコール派手じゃないんですね。やはりそこは研究していただいてですね、やっぱり初めて来る方もすぐ手に取るようにわかる、500号線を西側、東側から来た場合にですね、西側から来る看板と東側から来る看板が違う、全くですね、形状とか違う。 やっぱりそこを統一する、なおかつプラス入口の看板も統一することによって、やはり皆さんがですね、容易に分かって、足を止めてくれるということになると思いますが、その辺の改善ができませんでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 記念館の誘導看板につきましては、国道500号、386号、バイパス、それから県道筑紫野・久留米線等に設置をさせていただいております。 看板につきましては、記念館のロゴマークを入れ、デザインの統一性に努めているところでございますけれども、1カ所500号のですね、西側の看板につきましては、これは大刀洗町が設置をした看板を、そのまま大刀洗平和記念館1.1kmという表示がなっていたものですから、それを準用させて、その周辺にはですね、近くには看板は付けておりません。 記念館入口看板につきましても、分かりづらいというご指摘もありました。私もこの前見に行きましたけれども、だいぶ紫外線等々ですね、文字が薄くなってきているところもありますので、こういった部分は適宜ですね、目立つように補修等々をやっていきたいというふうに思っております。
議 長	木村議員
木村議員	次に、(2)の多目的運動公園関連について、お尋ねいたします。 ようやく工事も終わり、今月全面オープンするということですね、たいへん長い道のりで、多くの方にご尽力をいただき、すばらしい公園ができた、たいへん喜んでおるところでございます。これから町民の皆さんがですね、楽しく遊ぶ姿が目に見えようでございます。 しかし、あれだけ設備がきちっと整った公園でございますので、町外の方もしっかりと利用していただいて、利用料が少しでも入り、運営経費の足しになればと思うと

	ころでございます。 例えばですね、パークゴルフをして、花立山温泉に行って、みなみの里でお土産を買って帰ってもらうバックツアーとかですね、それとか野球をして温泉で汗を流してもらって、町内の飲食店で打ち上げをしてもらうとか。 町もですね、民活かもしれませんけど、やっぱ町も民間と積極的にですね、連携していただいて、仕掛けを打っていくこともあるのではないかなと思うんですが、その辺りの町の見解をお尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 多目的運動公園を核とした城山地域の活性化は、町としても取り組むべき課題として認識をしております。現在、城山地域の活性化に向けた資源調査等を行っております。 3月の26日には城山マルシェと題しまして、青空市場を多目的公園で開催予定にしております。下高場区、四三嶋区の方々、それから周辺ですね、特産にかかわるような地域資源を持つてある企業の方たちと共同で準備を進めております。試験的な取り組みではございますけれども、城山の魅力を再確認し、多くの方々に発信できればというふうに思っております。 議員が提案された取り組みにつきましても、今後の城山活性化の協議の中で検討させていただきたいというふうに思います。
議 長	木村議員
木村議員	次に、②のペット同伴の観光客に対しての、ということでお尋ねをいたします。 皆さんもお見かけになると思いますが、最近ペットをですね、ワンちゃんとか猫ちゃんとか、ワンちゃんが多いんですけども、連れてドライブとかにですね、出ている姿をよく見るわけでございます。 多目的運動公園もですね、やはり子犬等を連れて散歩にお見えになってある方もたくさん見受けられます。 この使用についてですね、ペットを連れて多目的運動公園を使用することに対してですね、規則とかですね、何らかのものが設定されてあるものかですね、その辺をお尋ねしたいと思います。 またですね、運動公園あるドッグラン、私はドッグランをつくってもらいたいぐらいの思いがあるんですけども、現実問題として無理なことも承知するところでございます。 私は、実はしっぽお助け隊というですね、地域で動物福祉を中心にですね、頑張っている団体があるわけですが、こちらにたまに顔を出して、いろんな勉強をさせていただくわけですが。やはりそういうふうにペット連れで利用される方はですね、やっぱりもし迷惑かけたらどうしようとか、連れていいのかな、散歩で使っているのかなというようなですね、心配をものすごく持ちながらですね、やっぱりマナーを守らんといかんということですね、されてあるところがあると思うんですけども。 そんなのをですね、ぜひ、しっかりルールを明確に周知すること、発信することによってですね、多目的運動公園はこのルールの中で使っていただければ、ウェルカムですよということによってですね、たくさんの方の利用の方が呼べると思うんですが、そのあたりについてですね、どう考えてあるか、見解をお尋ねいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	都市公園を管理しております都市計画課のほうからお答えいたします。 多目的運動公園も都市公園法に基づく筑前町都市公園条例により管理しているところでございます。

	公園の禁止事項として、第5条に10項目記載しております。 10号に、各号のほか町長が管理上特に禁止することがあります。一般的には公園は不特定多数の方が利用されるものになっています。 議員言われましたように、公園でのペット同伴と考える場合、犬などが想定されるわけですが、人へのかみつきとか吠える、糞問題など、公衆に迷惑をかけることが危惧されますので、ペット同伴の利用はお断りしている状況です。 また、時折公園利用者の方からクレームがあり、苦慮しており、現地指導や注意喚起看板等を設置して対応している状況です。 それから、この頃ペットの飼い方というかですね、先ほど議員が言われたように、ペットの飼育の仕方とかペットを持つ資格とか、そういうものがヨーロッパとかドイツ、特にドイツがですね、先進国で法整備がなされております。 ペットを飼う場合に、ペット税みたいなのをかけられるというふうにも聞いておりますし、公園もペットが開放されてありますけれど、糞対策としてペットの糞を再利用する、そして発電をするというか、そういうふうな対策もヨーロッパのほうではされておりますから、日本はまだそういう法整備が完備できていない中では、こういう問題等々が出ておりますので、現状はこういう取り組みをさせていただいておるところでございます。
議 長	木村議員
木村議員	日本とかヨーロッパとかですね、そういう大きな問題じゃないんです。 やはりですね、そういうふうなかみつきの恐れがあるから、もう排除しようと、もうそういうふうなクレームが出る前に排除しようと、ペットの糞を片づけない心配があるから排除しようというですね、そういう考え方はやめませんか。 ペットを飼っている人にとってはですね、ペットも家族なんです。やっぱり遊びに行くときは、やっぱり一緒に遊びに行きたいんです。きちっとルールを作ってやれば、一緒にですね、同じところで楽しむことができるんです。ぜひですね、そちらの方向でですね。 今現在、じゃあ、この運動公園は「ペットは入れません」ということを、きちっと入口でもなんでも、どこからアプローチをかけても分かるような周知をしてあるかどうか、その辺は分かりませんが、ぜひ、利用ができるようにですね、みんなが楽しい公園ですから、ペットも一緒に楽しく楽しめるような公園づくりをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。 時間のほうもありますので、次に行きたいと思います。 次にですね、(3)の1についてお尋ねいたします。 町内各観光地を繋ぐルート整備ということでですね、道路そのものについてもそうなんですが、まずですね、観光マップ、これについてお尋ねしたいと思います。 先日ですね、ちょっと高速道路で南のほうに行ってきたんですが、広川パーキングに寄ったときにですね、ガイドブック、これが置いてあってですね、これはしっかりとした厚い雑誌でした。八女市が作ってありました。 これにですね、自転車でまわる八女市ということでですね、あったんですけど、早速次の休みにですね、八女にガイドブックを持って行ってきました。自転車でぐるっとまわったわけですが、たいへん有意義に、時間配分もきちっと書いてあって、ほんと満足して1日を過ごすことができたというようなですね、ガイドブックがありました。 本町にももちろんあります。うちもあるのかなと思って、いろいろ調べたわけですが、いろいろございました。 先日の地域おこし協力隊の報告の中にもございました。何か大刀洗記念館付近のグルメマップ、これいいなと思ってですね、早速活用させていただいておるんですが。

	いかんせんですね、この中心になるようなガイドブック、これがですね、1枚ものの広く広げて、これも年数が経っておりました。改訂はしてあったみたいですが、もうちょっとですね、しっかりとした中心になるようなガイドブックがあってもいいのではないかなと思うんですが、その辺りについて、どうお考えでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 現行の筑前町で作成をしております観光マップにつきましては、観光地等はもちろん神社、古墳等に加え、特産や店舗もですね、紹介をさせていただいております。 一般的なパンフレットよりも縦長にしまして、パンフレット後段に置いたときに手に取りやすいように、目立つようにという、こちらなのですね、工夫で作成はさせていただいておりますけれども、そういう状況でございます。 また、観光マップの他に登山道の散歩道ガイドマップ、これはアウトドアショップ等でも配布をさせていただいておりますし、先ほども議員が言われましたように、地域おこし協力隊によります記念館周辺のレストランマップ、今、別にですね、デザイン性をちょっと重視をした観光パンフレット、特に女性向けの観光パンフレットということで、地域おこし協力隊のメンバーが作成をしております。 もう少ししたらできると思いますけども、シンプルなデザインで、非常にデザイン性の高いパンフレットということで、女性を中心にこのパンフレットを配布をさせていただいて、筑前町に興味を持ってもらえるものになるのではないかなというふうに思っています。 ご提案の総合的なパンフレットの製作については、もう少しちょっと参考にさせていただきながらですね、今後の観光パンフレットの全面改訂のときの参考にさせていただきたいというふうに思います。
議 長	木村議員
木村議員	次に、SNSですね、ソーシャルネットワークサービス、これをですね、もっと使って、活用してもいいのではないかなということでお尋ねいたします。 大刀洗平和記念館、みなみの里、地域おこし協力隊なんかはですね、それぞれにこのSNSのページをFacebook等のページを持っております。 しかし、お隣りの大刀洗町さんあたりは、このホームページにですね、町の公式Facebookページ、これがバナーを張り付けてフル活用されてあります。 このFacebookは、特にリアルタイムな情報の提供をですね、これをものすごく有効と思っておりますが、うちの町は予定されることはないでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 筑前町の公式のFacebookは現在ございませんけれども、またFacebookが有効な情報発信の手段ということも認識をしております。 既にFacebookが立ち上がっております、先ほど議員も言われました記念館やみなみの里、地域おこし協力隊とうまく連携をしながらですね、Facebookが対応できないかということ、ちょっと検討していきたいというふうに思っております。
議 長	木村議員
木村議員	次にですね、3番のドローンを使って観光スポットを紹介してはということで、お尋ねいたします。 地域おこし協力隊の報告会の中でも、先日ドローンの勉強を今していますということですね、報告があつておりました。ぜひ、これを有効に活用していただきたいと

	思うわけです。 先日、東峰村でむらづくり・ひとづくり講演会で、ドローンを知る90分ということで講演会がございました。私は早速事務局を通してお願いしましてですね、勉強に行ってきたんですが。 やはりこのドローンというのはですね、ただ上げて、上から俯瞰図ですね、俯瞰的に撮ればいいということじゃなくて、やはり切り取り方なんかですね、全然違うそうなんです。 だからやっぱりそこをですね、しっかりとそういうふうな研修をするということになると、また結構な研修経費もかかるかもしれませんが、しっかりそこを投入していただいでですね、ドローンを取り入れるならですね、ちょっと高いレベルの活用をしていただいで、今申し上げました Facebook 等々にもしっかりとアップして、町を紹介できるような取り組みをしていただきたいんですが、その辺りは、見解をお願いいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 いわゆるドローン、小型無人航空機と言いますか、これが非常にですね、情報発信のツールとして、今までと違った景色が見えるということもあって人気を呼んでおります。 実は地域おこし協力隊の活動の中でも、このドローンを使った情報発信をやっているということで、今、準備を進めているところでございます。 協力隊の隊員、カメラの腕はかなりのものをもっておりますので、あと操作技術等々を訓練をしながら、それから、カメラについても経費の関係がございますので、できるだけ良いものをお願いしますけれども、予算等の関係もありますので、そういったことも含めてですね、今後準備を進めてまいりたいというふうに思っております。
議 長	木村議員
木村議員	ぜひ、有効活用をお願いしたいと思います。 それから、4番、5番については、ちょっと時間がないので、また次回に回させていただきますと思います。 (3)の⑥について、お尋ねいたします。 先ほどから申し上げております平和記念館それからみなみの里ですね、これは県道597号線、これによってほぼ結ばれて、北の端と南の端ということでですね、結ばれております。 この通り沿いには皆さんご存じのとおり、上高場の大藤とかですね、草場川の桜並木、今度できる運動公園、また掩体壕もですね、その道沿いでございます。 せっかくですね、こういうふうな1本の線上にですね、観光地が結ばれております。これは観光事業の重要路線と銘打ってですね、この路線を銘打って進めていくとかですね、できませんでしょうか。 またですね、残念なことにその路線の中でですね、栗田の信号からちょっと下ったところ、これは狭い部分が40mぐらいの長さなんですけど、あるんですね。 これは以前ですね、その当時担当された課長さん、またですね、地元の町議さん、地元の区長さん並びにですね、一生懸命皆さん頑張っていただいで取り組まれたということはお聞きしております。 地権者の方もですね、やっぱり協力したいという意思もあるということですね、お聞きしたんですが、不動産売買ということで、民間のですね、不動産売買ということになります、いろんな条件からですね、合意に至らなかったということは聞いておるんですが、こうなるとですね、今の状態に上、下が全部なくなってしまって、今度はも

	うちよつと下の丸町から久光まで行っておる路線ですね、あの線も交差点が改善されて良くなるということを聞いております。あそこだけが残るんですね、残念なことに。 これをですね、早急にどうかですね、その当時駄目だったからもうできないじゃなくて、もう日数も経ちます。日にちも経ちます。どうぞですね、これからまた取り組んでいただきたいと思うんですが、どうお考えでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	県の事業ではございますけども、私のほうから回答させていただきたいと思います。 ご質問の県道597号、三箇山・山隈線でございますけども、この未改良区間の幅は、当然必要とは考えております。 この区間につきましては、昭和56年に測量設計がされているようでございまして、その間いろいろと協議がなされているというふうに聞いております。 直近では平成23年から24年にかけて、道路管理者でございます朝倉県土整備事務所と町と協力しながら、精力的に協議がなされておるようでございますけども、残念ながら最終的には合意には至っていないようでございます。 そのようなことから、現在、朝倉県土は他の事業もやっておりますので、その改良については、休止の状態になっているようでございます。 当然、改良は必要な箇所と思いますので、当面の事業箇所が早期完成するように要望しながら、併せて県土のほうに要望してまいりたいと思っております。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	次に、(4)の町独自の観光協会の設置をということで、お尋ねいたします。 今現在ですね、本町は朝倉観光協会との共同事業であったり、協賛であったりということで、観光事業を進めてあります。それぞれの職員が一生懸命頑張って成果を残してあるところも、もちろん見受けられます。 しかし、例えば先日、ワラ・ゴジラ11万人の観光客の方がお見えいただきました。本当にありがたいことでございます。私の知り合いもテレビで見てですね、福岡から来たそうなんですが、もっと露店とかいっぱい立ってですね、祭り当日はもちろんたくさんあったんですけど、その後一時ですね、いろんな放送で取り上げられてきたもんですから、来たけど何もなかったと。1軒だけ、なんか露店されてあったということで、見て、帰って、帰り孫を連れておったけん、帰りに筑紫野のイオンで買い物してですね、なんか買ってやって帰ったよというようなことがあって、何やってんの筑前町は、もったいないということを聞いたんですね。 やはり町の知名度としてはですね、11万人来て上がったと思うんですが、やはり直接的に、後に何かに繋がっていくような取り組みもですね、必要だと思います。 そういうふうな総合的に考えるとですね、やっぱり観光協会等を設置して、計画的に、専属の高いスキルを持った職員の方をですね、配置して取り組む、これはたいへん有効になるんじゃないかなと思うんですが、また外部団体をですね、町がつくるというのもですね、なんか変な話ではあるんですけども、やっぱり口火は切ってもらわないかなと思いますが、その辺りについてどうお考えか、お尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 町に観光協会を設置するメリットとしましては、観光施策に特化ができるということ、旅行者等への迅速な対応や利便性をはかることが、期待ができるようになると思います。 一方で観光に取り組むためには、様々な業務に取り組むことが必要で、観光イベン

	トの主催や参加、工夫を凝らした情報発信、あるいは各種事業の企画や事業者との連絡調整等々多くの業務が必要となってまいります。 この財源につきましては、協会会員からの会費のみではなかなか経営していくことが厳しいこともあり、その財源の多くをですね、行政から支援を講じなければならないというのが現状でございます。 まずは、観光を単なる名所旧跡の鑑賞で終わらせるのではなく、稼ぐ視点を持って関係機関と連携をしながら、また昨年7月に導入しました地域おこし協力隊と協力をしながら、積極的な町のPRと観光の取り組みを進めていきたいというふうに思います。 その後に、さらに観光客、観光施設が増加をし、事業者から観光協会の設立等々の機運が盛り上がった段階でですね、再度観光協会の設立については、検討するのが適期ではないかなというふうに思っております。
議 長	木村議員
木村議員	最後の質問でございます。 私は最近ではありますが、健康増進も含めて、自転車であちらこちらに行っております。まだ初心者で長い距離は乗れないんですが、先日大分の耶馬溪のメイプル耶馬サイクリングロードですか、あそこはたいへん良いところでした。これは初心者向けでですね、整備がされてありました。 他にも大分県にはやまなみハイウェーコースとかですね、今度5月にはツールド国東ですか、という企画もされてあるようでございます。この県を挙げてサイクリング大国としてですね、今取り組んであります。 また、お隣の佐賀県では皆さんもご存じのとおり、バルーンの大会を誘致しまして地域のバルーン大会、何もなかった、何もなかったとは失礼ですけど、地域でバルーンのあれだけ大きな世界大会が開催されるということですね、もう世界レベルで知られるようになったということですね。 これらはもちろん町の規模ではございませんが、町でもですね、何か核になるようなものを持って来て、あそこの町は何とかの町なんだというふうにですね、みんなが知れ渡るようなですね、今度のワラ・ゴジラにしてもそうかもしれません。やっぱりそういうのをですね、核になるものを持って来てですね、取り組んでいただきたい。 確かに記念館とみなみの里はですね、事業展開しておりますので、そこを中心というのは分かりますが、やはりもっと多くの町民の方、老若男女ですね、全部含めたところで、直接関わってですね、町民それぞれが元気が出てくるようなですね、そういうふうな大きな仕掛け、これをしていただきたいと思います、これからの観光戦略のですね、全体像を含めて、時間も5分しかありませんが、町長の見解をお尋ねいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 観光というテーマですね、なぜ観光をおこすのかというところであります。その狙いは様々にあると思います。 観光とはその名のとおおり、非日常的なものを味わうんだと、そのために人はやって来るんだということが、1つ観光の目的であろうかかもしれません。 と同時に、やはり経済効果を狙ってるんですね、正直なところ。経済効果がないところにはですね、継続性も、それから何と言いますか、安定性もないと私は考えおります。 本町の場合を客観的に見ますとですね、延べ100万人近く来てるんです。夜須高原に来ております。それから花立山温泉に来ております。みなみの里も観光施設みた

	いなもんです。それから大刀洗記念館にも10万人来ている。この絶対人口はですね、かなり観光人口としては多い方だと思っております。 特にみなみの里ができて、6、7年前はですね、急に福岡県の観光人口が増えたんです。その影響はうちのみなみの里でした。 そういったふうに30万規模で観光人口が増えるというのはですね、極めてまれであります。 ただ課題がありましてですね、宿泊地を持たない観光地は経済効果が伸びないということであります。要は、みなみの里であっても1人当たり千何百円、記念館であっても500円、400円の世界、これではやっぱり経済効果は生まれないんです。 ですから、みなみの里に70万、80万来るならば、プラス1,000円使うような仕掛けをすること、これが私は今からの、うちの町の観光政策としては重要ではなからうかと、そのようにも考えております。 それからもう1点はですね、私は論語にもありますように、住んで良かった、そしてそれを聞いて、尋ねて来て良かったと。これは、順序が逆では全くありませんで、住んでいる人が良い生活をする。それを尋ね歩いて来た人は、「ああ、良いところに住んでいるね、また私も住みたい」とそれが私は本来の地域づくりのあり方だろうと、私は思っております。 そして定住人口が仮に1万人増えるとします。1万人の人は365日そこで生活をします。となると365万人の観光客と同じということになりますし、経済効果は生まれるわけでありまして。 しかるにおいて、わが町の非常に特徴的というか恵まれている点はですね、定住人口もいくらか伸びが期待できる。将来的には減少ですけど、当面は伸びが期待できる。この10人でも100人でも増やすことはですね、非常に地域内経済循環を起こします。 そういったところで、ぜひ、定住にも目を付けた経済政策というのが、私は重要だろうと思っております。 この人口が増えるがゆえに、386なり500号なりの沿線はですね、いろんな事業所が潤うわけでありましてですね、そういったのも私は観光と併せて地域内循環の経済効果で行くべきだろうと思っております。 ただ、スーパーなんかは日常生活品を出しますから、観光客にとってはあまり魅力がないんですね。その辺のところの組み合わせ、それと太宰府との接点だろうと思います。700万、800万来ている太宰府の大観光地をですね、何分の1か何十分の1かでも来てもらえれば、そういった魅力あるものを目につければ、距離が非常にちこございますので、そういった政策を今後取るべきだろうと。 ですから、甘木朝倉の文化をしっかりと持ちながら、太宰府としっかりと結ぶ、そういった政策が観光政策だろうと思っております。以上です。
議長	木村議員
木村議員	熱く語っていただいております。ぜひ、期待したいと思います。 町長、日ごろから言われるようにですね、人はですね、見られることによって輝くと、元気が出ると、この言葉が大好きなんです。 やっぱり観光客にどんどん入っていただいそうですね、町民が元気になるような施策、これをですね、望んでおりますので、ぜひよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
議長	これで、6番 木村博文議員までの一般質問を終結します。
散会	
議長	これで、本日の日程は、全部終了しました。

	明日は一般質問２日目です。午前１０時より開始します。 本日は、これにて散会します。 お疲れさまでした。 (1 5 : 3 9)
--	---